

令和7年度 いのち支える山形市自殺対策協議会

日 時 令和7年7月30日(水)
午後1時30分～3時
場 所 山形市保健所 大会議室
(霞城セントラル3階)

次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 報 告

(1) 山形市の自殺の現状について

資料1

(2) 令和6年度「いのち支える山形市自殺対策計画(第2期)」に係る実施状況について

資料2

4 協 議

(1) 令和7年度における自殺対策に関する取組状況について

資料3

(2) その他

5 意見交換

6 その他

7 閉 会

令和7年度 いのち支える山形市自殺対策協議会 出席者名簿

No.	団体名	委員(任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日)		
		役職または職種	氏名	備考
1	公立大学法人 山形県立保健医療大学	教授	安保 寛明	
2	山形市医師会	副会長	篠原 正夫	
3	日本精神科病院協会山形県支部	若宮病院 院長	田中 武	
4	山形市薬剤師会	会長	筒井 伸	
5	山形県精神保健福祉士協会	監事	荒井 さつき	
6	山形市社会福祉協議会	相談支援課福祉まるごと支援係 係長	長岡 めぐみ	
7	山形市地域包括支援センター	たきやま地域包括支援センター 看護師	瀬野 栄里子	
8	山形市障がい者自立支援協議会	地域活動支援センターおーる 相談支援専門員	佐田 静枝	
9	山形市民生委員児童委員連合会	常任理事	半田 博隆	
10	認定特定非営利活動法人 発達支援研究センター	代表	細谷 暁子	
11	社会福祉法人 山形いのちの電話	常務理事(兼)事務局長	永澤 孝	
12	山形地域産業保健センター	登録産業医(相談員)	武田 由美子	
13	山形商工会議所	常務理事	山口 範夫	
14	山形労働基準監督署	副署長	中村 雅和	代理出席
15	山形公共職業安定所(ハローワークやまがた)	企画調整部門 統括職業指導官	秋葉 信悦	
16	山形市小学校校長会	山形市立金井小学校 校長	高橋 浩	
17	山形市中学校校長会	山形市中学校校長会 会長	丹羽 英樹	
18	山形警察署	生活安全第一課長	後藤 大樹	
19	山形市消防本部	救急救命課長	後藤 裕	
20	山形県弁護士会	弁護士	及川 善大	
21	山形県精神保健福祉センター	所長	有海 清彦	欠席
22	山形市健康医療部	部長	奥山 泰子	

事務局

役職	氏名
山形市健康医療部 精神保健・感染症対策室 室長	佐藤 香
山形市健康医療部 精神保健・感染症対策室 副室長	高嶋 亜希子
山形市健康医療部 精神保健・感染症対策室 精神保健係長	安藤 さゆり
山形市健康医療部 精神保健・感染症対策室 主任保健師	鈴木 真由香
山形市健康医療部 精神保健・感染症対策室 主任精神保健福祉士	大津 菜月
山形市健康医療部 精神保健・感染症対策室 保健師	熊谷 玲美

いのち支える山形市自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定による「いのち支える山形市自殺対策計画」に基づき、関係機関及び関係団体等と連携し、山形市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、いのち支える山形市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 「いのち支える山形市自殺対策計画」の推進に関すること。
- (2) 自殺の現状把握に関する情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に関する意見交換に関すること。
- (4) 行政、関係機関及び関係団体の連携に関すること。
- (5) その他本市の自殺対策の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 別表に掲げる関係機関及び関係団体に属する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長は、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員及び委員であった者は、正当な理由なく会議における協議に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を山形市健康医療部精神保健・感染症対策室に置き、会務を処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。
(山形市自殺対策計画策定検討会議開催要綱の廃止)
- 2 山形市自殺対策計画策定検討会議開催要綱（平成30年6月27日施行）は、廃止する。
- 3 (施行期日)
この要綱は、令和7年4月1日から一部改正する。

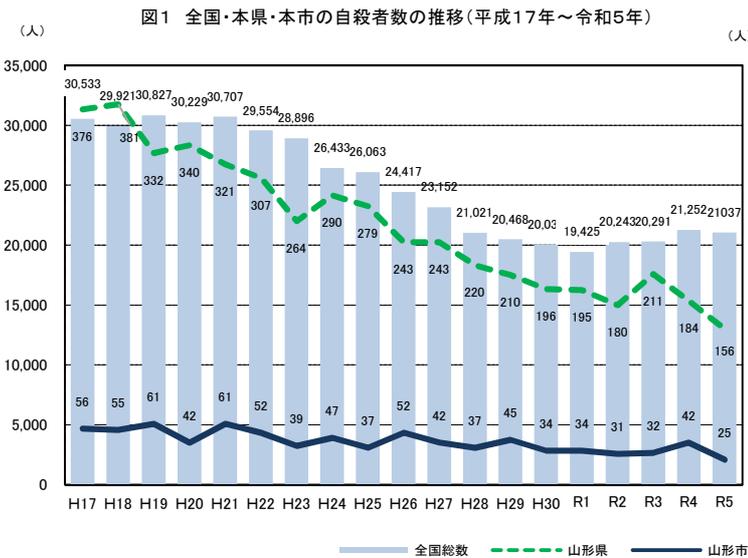
別表（第3条関係）

分 野		関係機関・団体名
学識経験者	1	公立大学法人山形県立保健医療大学
保健・医療	2	山形市医師会
	3	日本精神科病院協会山形県支部
	4	山形市薬剤師会
	5	山形県精神保健福祉士協会
福 社	6	山形市社会福祉協議会
	7	山形市地域包括支援センター
	8	山形市障がい者自立支援協議会
地 域	9	山形市民生委員児童委員連合会
	10	認定特定非営利活動法人 発達支援研究センター
	11	社会福祉法人 山形いのちの電話
労 働	12	山形地域産業保健センター
	13	山形商工会議所
	14	山形労働基準監督署
	15	山形公共職業安定所（ハローワーク山形）
教 育	16	小学校校長会
	17	中学校校長会
警 察 消 防	18	山形警察署
	19	山形市消防本部
司 法	20	山形県弁護士会
行 政	21	山形県精神保健福祉センター
	22	山形市健康医療部

山形市の自殺の現状について

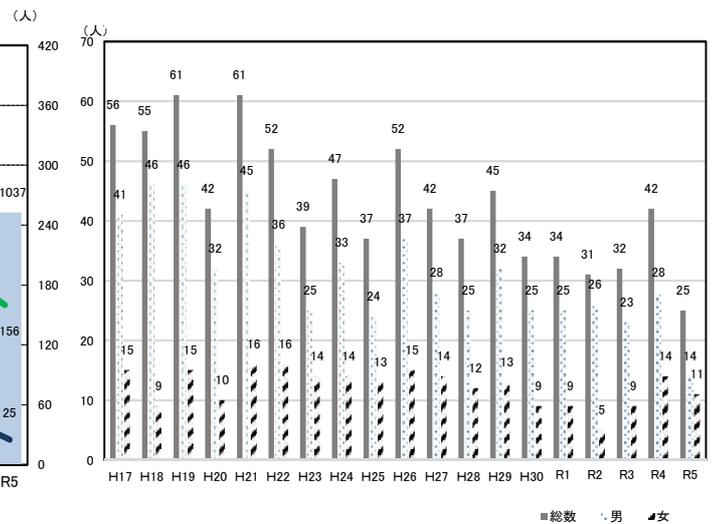
1 自殺者数の推移

- ・本市の自殺者数は、平成21年の61人をピークに経年的に増減を繰り返しているものの長期的には減少傾向にある。
- ・平成30年からは30人台を推移していたが、令和5年の自殺者数は25人と減少した。
- ・男女別では男性の自殺者数が女性の2～3倍の傾向だったが、令和5年は男性14人、女性11人と男性と女性に大差はなかった。
- ・令和5年における全国および本県の自殺者数も本市同様に減少した。



出典:厚生労働省 人口動態統計より

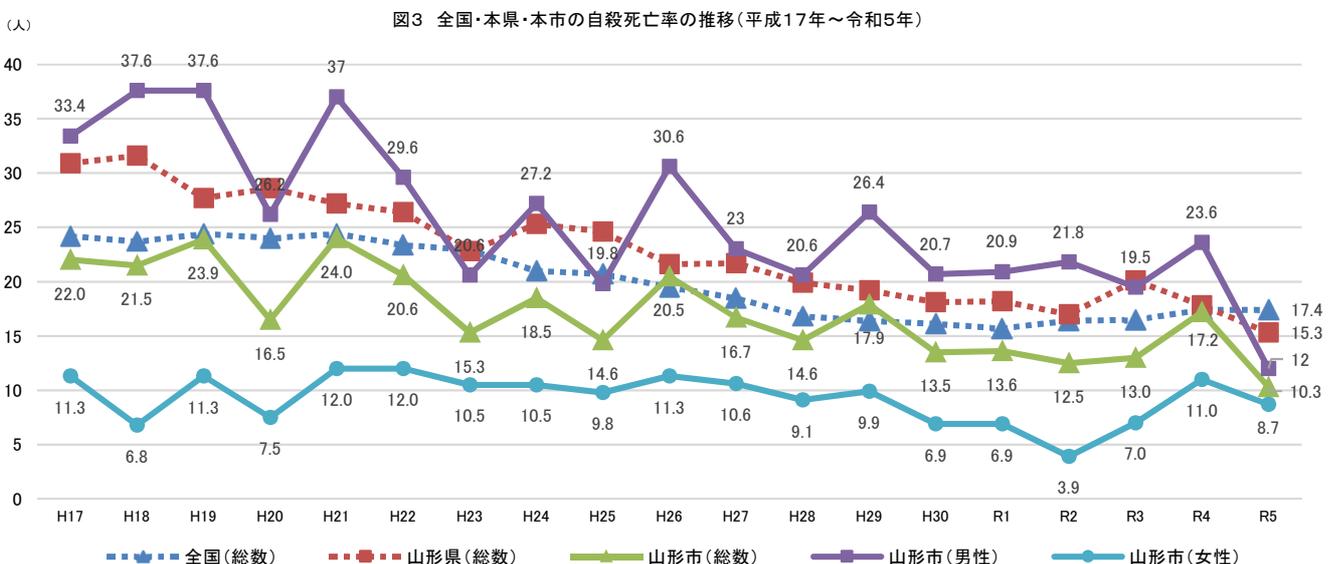
図2 山形市の男女別自殺者数の推移(平成17年～令和5年)



出典:厚生労働省 人口動態統計より

2 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)の推移

- ・本市の令和5年の自殺死亡率は10.3で全国17.4及び県15.3より低い。
- ・本市の自殺死亡率は平成30年以降横ばいの状況だったが、令和5年は減少した。
- ・男女別の自殺死亡率に関しては、男性では平成30年以降横ばい、女性では令和3年から増加傾向だったが、令和5年は男女ともに減少した。
- ・令和5年における全国の死亡率は令和4年と同等、本県は本市同様に減少した。



出典:厚生労働省 人口動態統計より

3 山形市と全国との比較について

いのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）がまとめている「地域自殺実態プロファイル2024」に基づき、以下のとおり全国と比較した。

令和元年～令和5年の自殺者数は合計148人（男性99人、女性49人）。（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・居住地）」より集計）

(1) 自殺者割合、自殺死亡率（性別・年代別）

自殺者割合（自殺者数全体に占める割合）を見ると、男性では30歳代、50歳代の順に割合が高い。女性では40歳代、80歳以上の割合が高く、続いて20歳代の割合が高い。

自殺死亡率を見ると、男性は30歳代で全国より高く、女性は20歳代で全国より高い。

図4-1 全国・本市における性・年代別の自殺者割合（令和元年～令和5年）＜地域における自殺の基礎資料（自殺日・居住地）＞

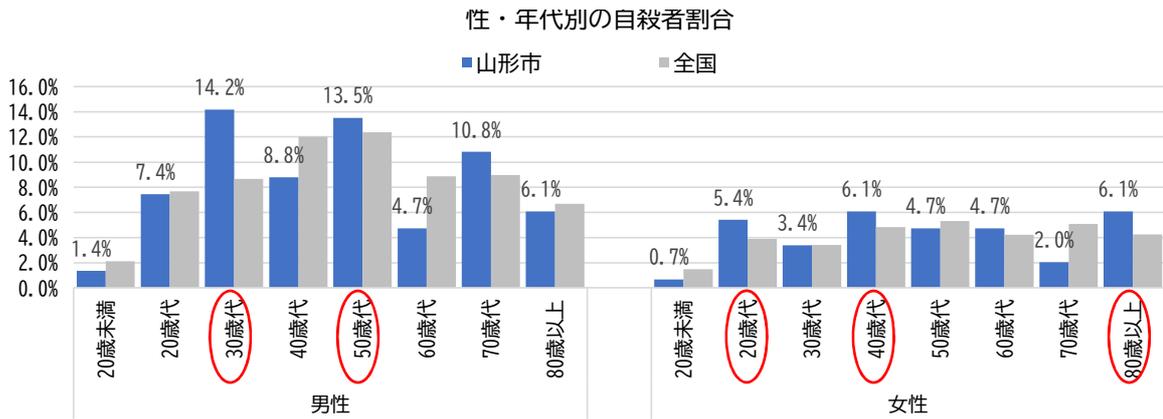
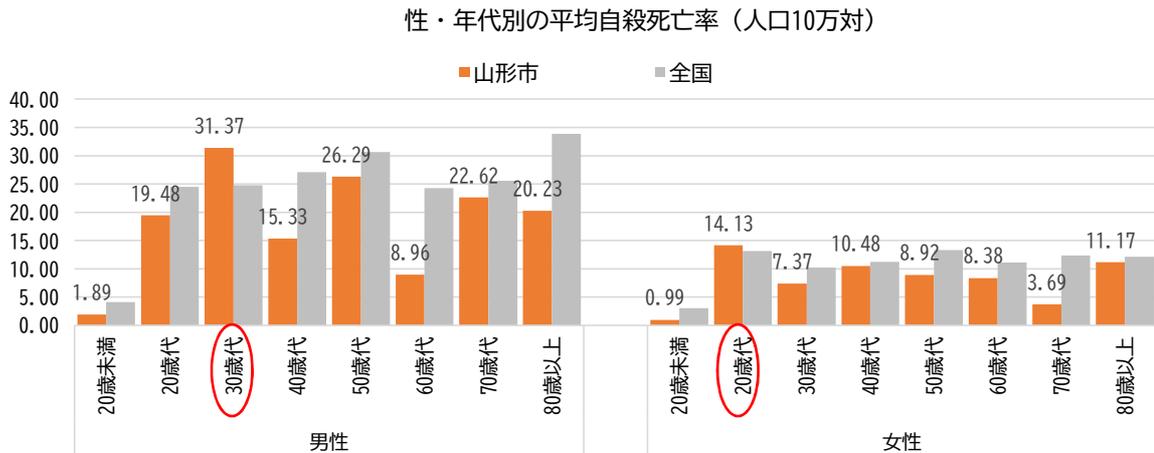


図4-2 全国・本市における性・年代別の自殺死亡率(10万対)（令和元年～令和5年）＜地域における自殺の基礎資料（自殺日・居住地）＞



(2) 山形市の特徴（地域自殺実態プロファイル2024より）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合 (全国平均)	自殺率* (10万対) (全国平均)
1位:男性 60歳以上無職同居	23	15.5% (11.5%)	25.6 (28.1)
2位:男性 40～59歳有職同居	18	12.2% (5.9%)	14.1 (15.7)
3位:男性 20～39歳有職同居	15	10.1% (10.0%)	19.4 (15.9)
4位:女性 60歳以上無職同居	15	10.1% (8.7%)	9.7 (12.6)
5位:男性 20～39歳無職独居	7	4.7% (3.9%)	52.3 (27.9)

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

*自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は総務省「令和2年国勢調査」を元にJSCPにて推計した。

令和6年度「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」に係る実施状況について

1 「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」の進捗管理について

自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺対策協議会において、数値目標と評価指標の達成状況、重点施策の前年度の取組状況を提示し、進捗状況を評価することで進捗管理を行う。※当該計画の概要は参考資料1のとおり

2 「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」の数値目標と評価指標

(1) 数値目標（自殺死亡率）

令和8年までに平成27年と比べて30%以上減少させ、最終年度である令和10年度までは目標値を維持する。

	平成27年	令和5年 (現状)	令和8年 (計画目標)	令和10年度 (計画目標)
市自殺死亡率	16.7	10.3	11.7以下	11.7以下

(2) 評価指標

項目	令和4年度 (策定時の直近値)	令和6年度 (現状)	令和10年度 (計画目標)
基本施策1 地域におけるネットワークの強化			
自殺対策推進庁内連絡会議、いのち支える山形市自殺対策協議会の開催	各々年1回以上		
基本施策2 市民への啓発と周知、相談支援の充実			
自殺予防週間(9/10～9/16)・自殺対策強化月間(3月)における、関係課・関係機関との連携した啓発	実施		
メンタルチェックシステム「こころの体温計」の年間アクセス数	延 42,348 件	延 22,789 件	延 45,000 件
カード・ちらしの配布による相談窓口の周知	カードの配布(小4～高3の児童生徒)、チラシ配布(小1～中3の児童生徒の保護者)		
基本施策3 児童生徒への心の教育等の推進			
児童生徒のSOSの出し方教育実施校数	(小学校) 2校	(小学校) 11校 (中学校) 5校 ※R4～R6実施 小学校 20/37校、 中学校 6/15校	全ての小中学校で実施 (小学校) 37校 (中学校) 15校
いじめ等に関する定期的なアンケートや個別面談等の実施	全小中学校で実施		
子どものこころの健康やストレス対処法等についての研修会の実施	市内小中学校の教員等を対象に年2回実施		
基本施策4 自殺対策を支える人材の育成			
こころ支えるサポーター養成者数	4,973人 (延べ)	8,225人 (延べ)	10,000人 以上(延べ)

3 令和6年度における重点施策の取組状況

第2期計画においては5つの基本施策、16の施策として位置づけ、具体的な取組を進めている。基本施策のうち、特に強化する項目として、3つの重点施策を設定している。

(1) 基本施策1 「地域におけるネットワーク強化」

ア 令和6年度の実績（精神保健・感染症対策室）

- ①山形市自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺対策協議会を各1回実施
- ②生活困窮者自立支援会議、要保護児童対策地域協議会等の関係各課主催の会議へ出席

イ 評価

自殺を取り巻く環境が多様化・複雑化しているため、引き続き、行政や関係機関、団体など地域における支え手が連携し、包括的な支援ができるように引き続きネットワークの強化を図る必要がある。

ウ 今後の方向性

自殺対策を効果的に推進するため、山形市自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺対策協議会の開催を通して、関係各課・関係機関と取組状況についての情報交換、意見交換を行う。

(2) 基本施策2 「市民への啓発と周知、相談支援の充実」

ア 令和6年度の実績（精神保健・感染症対策室）

- ①自殺予防週間及び自殺対策強化月間での普及・啓発活動の実施
- ②広報誌やラジオ、SNS等を活用した自殺や自殺関連事象に関する「正しい知識」普及活動や相談窓口に関する周知
- ③自殺対策SNS等相談事業（生きづらびっと）における連携自治体事業の推進

イ 評価

パネル展示、街頭啓発、市立・県立図書館での啓発物の設置、パンフレットや啓発グッズの配付、SNS（LINE、Facebook）での周知等幅広い方法で正しい知識の普及啓発活動や相談窓口の周知を行った。一方で、メンタルチェックシステム「こころの体温計」においては、市報への掲載回数の減少もあり、アクセス数が減少した。「こころの体温計」を積極的に周知し、健康状態をセルフチェックし、早期の相談や受診につながるように支援していく必要がある。

自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業については、行政窓口や商業施設へのステッカーシールの設置、ベニちゃんバス車内におけるデジタルサイネージへの広告掲載等を実施し、幅広く市民に周知することができた。2件のつなぎ支援の依頼に対し、関係機関と連携して対応することができた。

ウ 今後の方向性

SNS等を活用し、相談窓口及びメンタルチェックシステム「こころの体温計」を周知する。自殺予防週間及び自殺対策強化月間等においては、幅広い方法で正しい知識の普及啓発活動や相談窓口の周知を行う。

(3) 基本施策3 「児童生徒への心の教育の推進」

ア 令和6年度の実績（精神保健・感染症対策室）

①児童生徒のSOSの出し方教育を小学校11校、中学校5校で実施

（R4～延べ 小学校20校、中学校6校で実施）

②外部講師による教職員向け児童生徒のSOSの受け止め方教育について研修会を1回実施

イ 評価

昨年度より授業校を増やし、外部講師、市職員による出前授業を実施した。授業後のアンケートでは「困ったときに相談しようと思う」と回答した児童生徒の割合が授業前に比べ増加した。マンパワーの不足により、授業希望のあった学校全てに対応することはできなかったが、健康増進課と連携して、前年度より多くの学校に実施した。

ウ 今後の方向性

SOSの出し方教育は、3年に1回の頻度で市内の各小学校、中学校で授業ができるように計画的に実施していく。（授業の年間実施回数目標：18回）

SOSの受け止め方教育については、学校教育課と連携し、多くの教職員が受講できるように研修の機会を検討していく。

4 関係各課、関係機関の令和6年度「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」取組状況

今年度、関係各課、関係機関に照会した「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」の進捗状況については、参考資料2のとおり。今後は年1回関係機関に進捗状況の照会を行う。

○SNS相談の状況

(1) つながりよりそいチャット（地域共生社会課）

- ・傾聴相談の対応が可能な生成AIと、専門資格と実務経験のある専門スタッフによるハイブリッド型24時間LINE相談。山形市に在住・通学・勤務しており、孤独や孤立を感じている方を対象者としている。
- ・令和6年度の相談件数は9,779件（延べ件数）。
- ・相談対応別では、生成AIが84.2%、専門職が15.8%。
- ・相談内容は、仕事関係・就労関係、家族関係の割合が全体の5割超。
- ・30～50代からの相談が多い。
- ・専門職から支援団体などにつないだ件数は23件。

(2) おやこよりそいチャットやまがた（こども家庭センター）

- ・相談員がLINE上で相談を受けるLINE相談。山形市に在住・通学・勤務している児童および保護者を対象としている。
- ・山形市社会福祉協議会等と連携してLINEでつながった子育て世帯に、オンラインで継続的に声をかけ、ゆるやかに相談を受けらる中で、必要な情報提供・支援へつなげている。
- ・令和6年度の相談件数は4,465件。
- ・家族、親族からの相談が多いが、令和6年度は児童本人からの相談が119件あった。

令和7年度における自殺対策に関する取組状況について

1 庁内各課等の令和7年度の主な取組について

(1) 基本施策1「地域におけるネットワークの強化」

- ①「山形市自殺対策推進庁内連絡会議」や「いのち支える山形市自殺対策協議会」の開催（精神保健・感染症対策室）
- ②要保護児童対策地域協議会の設置・運営（こども家庭センター）
- ③民生委員・児童委員事務（地域共生社会課、民生委員児童委員連合会）
- ④山形市障がい者自支援協議会（障がい福祉課、障がい者自立支援協議会）
- ⑤生活サポート相談窓口（生活支援課、社会福祉法人山形市社会福祉協議会）
- ⑥我が事・丸ごと地域づくり推進事業（地域共生社会課、社会福祉法人山形市社会福祉協議会）

(2) 基本施策2「市民への啓発と周知、相談支援の充実」

- ①メンタルチェックシステム「こころの体温計」（精神保健・感染症対策室）
- ②自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業（精神保健・感染症対策室）
- ③支援対象児童等見守り強化事業—おやこよりそいチャットやまがた（こども家庭センター）
- ④青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる相談（社会教育青少年課）
- ⑤自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発事業（精神保健・感染症対策室）
- ⑥精神障がい者家族教室（障がい福祉課）

(3) 基本施策3「児童生徒への心の教育等の推進」

- ①児童生徒のSOSの出し方教育（精神保健・感染症対策室）
- ②いのちの教育（学校教育課、山形市小学校校長会、山形市中学校校長会）
- ③薬物乱用防止教室（学校教育課、山形市小学校校長会、山形市中学校校長会）
- ④小中学生向け自殺防止啓発事業（男女共同参画センター）

(4) 基本施策4「自殺対策を支える人材の育成」

- ①こころ支えるサポーター養成講座（精神保健・感染症対策室）
- ②事例検討会（精神保健・感染症対策室）

(5) 基本施策5「生き心地のよい支え合いのまちづくり」

- ①校内居場所づくり支援（学校教育課）
- ②心と学びの記録・振り返り支援システムの導入（総合学習センター）
- ③SUKSK生活出前講座（健康増進課）
- ④孤独・孤立対策事業—つながりよりそいチャット（地域共生社会課）
- ⑤精神障がい者の退院後支援の実施（精神保健・感染症対策室）

2 その他

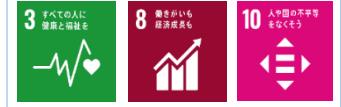
庁内各課及び関係機関の「生きる支援の関連施策」の令和7年の実施計画については参考資料2のとおり。

いのち支える山形市自殺対策計画（第2期） 概要

自殺総合対策大綱
(R4.10閣議決定)



SDGs関連目標



3 計画期間

令和6年度～令和10年度（5年間）

2 計画の位置付け

自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」として策定。
「山形市発展計画2025」との整合性を図り、「健康医療先進都市」の確立に向けて取り組む。

1 計画策定の趣旨

本市の自殺対策の現状と課題、施策の方向性を明確にし、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

4 本市の自殺の現状と特徴

(1) 自殺者数及び自殺死亡率について

自殺者数及び自殺死亡率については、長期的には減少傾向にあるが、平成30年以降は横ばいの状況。自殺死亡率は全国や県より低い。

①自殺者数

【男性】最近10年間では全体の6～8割を占める状況が継続。

【女性】平成30年以降は横ばいの状況。

②年代別の自殺者割合（全自殺者に占める年代別割合）

【男性】30歳代、50歳代の割合が高い。

【女性】20歳代、60歳代、80歳以上の割合が高い。

③自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）

【男性】20歳代、30歳代で全国より高い。

【女性】おおむね全国より低く、20歳代、60歳代、80歳以上が全国と同程度。

図1 全国・山形県・山形市の自殺者数の推移（平成17年～令和3年）



図2 男女別自殺者数の推移（平成17年～令和3年）

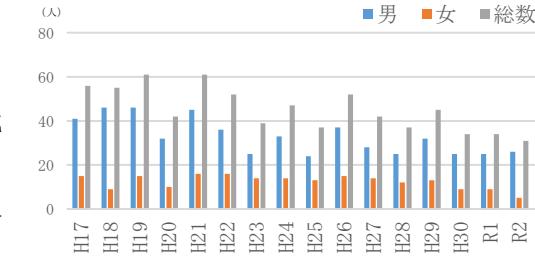
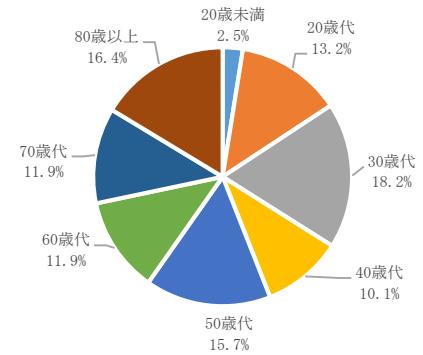


図3 自殺者の年代別内訳（平成29年～令和3年）



5 第1期計画での取組みと今後の課題等

(1) 取組み内容

- 1) 自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺対策協議会を設置し、課題や特性を明らかにした。
- 2) 支援者間で情報共有や支援方法の検討を行い横断的な支援を実施した。
- 3) 広報誌やホームページ、SNSを活用し市民への周知を図り、特に自殺予防週間や自殺対策強化月間の際には取組みを強化した。
- 4) 若者にも身近なツールとしてSNSを活用した相談を実施し、相談窓口の周知に取り組んだ。
- 5) 関係課や関係機関と連携し、自殺の背景となる要因に応じた相談を実施することで自殺の危機要因を抱える人を支援した。
- 6) コロナ禍においても研修方法を工夫することで継続的に気づき見守る人材を育成した。
- 7) コロナ禍で増大した生活困窮等、様々なリスクを抱えた市民に対し、相談対応や情報提供を丁寧に行うことで自殺リスクの低下に努めた。

(2) 現状からみえた課題と方向性

- 1) コロナ禍等の影響を受けた高齢者、生活困窮者、子ども・若者への支援
- 2) 相談窓口情報（SNSも活用した）の周知啓発や強化
- 3) 働き盛り世代（有職者）へのメンタルヘルスの取組み強化
- 4) 自殺対策を支える人材を育成するため、様々な機会での「こころ支えるサポーター養成講座」の継続実施
- 5) 対策に携わる保健、医療、福祉等の各関係機関の横断的な連携や情報共有

(3) 自殺の実態を踏まえた「重点的に取り組む対象」

①子ども・若者

本市では増加傾向にはないが、国の自殺総合対策大綱において重点的に取り組むべき対象とされていることから、取組みを強化する必要がある。

②働き盛り世代

20歳代～50歳代の有職男性の自殺者が多い。

③高齢者

高齢者の自殺が多い。

④生活困窮者

「経済・生活問題」が自殺の原因・動機別で「健康問題」に続き多い。

(2) 自殺に関わる対象別特徴

①子ども・若者

山形市では児童生徒・学生の自殺者数の増加は見られず、表面化していないが、全国の傾向としては増加傾向。

②働き盛り世代

自殺者のうち、有職者の内訳をみると、被雇用者・勤め人の割合が全国と比較すると高い。

③高齢者

自殺者数の約4割が60歳以上。自殺の原因・動機として、「健康問題」が最も多く、その多くが高齢者と予測される。

④生活困窮者

自殺の原因・動機として、「経済・生活問題」が2番目に多く、自殺者の約6割を無職者が占める。

生活保護率は令和3年以降、横ばいから微増傾向に移りつつある。

* 地域自殺実態プロフィール2022では、以下を重点的に取り組むことを推奨している

高齢者	生活困窮者	子ども・若者	勤務・経営
-----	-------	--------	-------

6 第2期計画における取組み

自殺総合対策の基本方針
(自殺総合対策大綱より)

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 市、関係機関、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

(1) 基本理念

かよ ころ通わせ いのち支える おも 想いやりのまち山形市

庁内の横断的な連携により、相互補完しながら取り組んでいきます

(2) 基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 市民への啓発と周知、相談支援の充実
- 3 児童生徒への心の教育等の推進
- 4 自殺対策を支える人材の育成
- 5 生き心地のよい支え合いのまちづくり

(3) 重点的に取り組む対象

- ・ 子ども・若者
- ・ 働き盛り世代
- ・ 高齢者
- ・ 生活困窮者

※詳細は裏面参照

(4) 基本施策及び主な取組

基本理念	基本施策 特に強化する項目	施策 重点的に取組む対象	主な取組	
こころ通わせ いのち支える 想いやりのまち山形市	1 地域におけるネットワークの強化	(1) 自殺対策に携わる保健・医療・福祉等の各関係機関の連携や情報共有	・「自殺対策推進庁内連絡会議」及び「いのち支える山形市自殺対策協議会」の開催	
		(2) 特定の問題に関するネットワーク活動の強化	・民生委員・福祉協力員などによる地域での見守り活動 ・各種会議における困難事例の検討	
	2 市民への啓発と周知、相談支援の充実	(1) ICT・AIも活用した相談体制の整備や周知	・統合型校務支援システムにおける児童生徒の心の健康観察機能等の整備【新規】 ・AIと専門職による孤独・孤立に関するハイブリッド型チャット相談の実施【新規】	
		(2) 世代に合った相談窓口体制の整備	・自殺対策SNS等相談(生きづらびっと)を活用したつなぎ支援【拡充】	
		(3) 自殺に関連する対策の市民の理解の促進	・「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」での普及啓発活動	
	3 児童生徒への心の教育等の推進	(1) 児童生徒に向けた心の教育	・児童生徒のSOSの出し方教育【拡充】・いのちの学習の開催	
		(2) 教職員や保護者に対する普及啓発	・児童生徒のSOSの受け止め方教育・いのちに関する指導推進事業	
		(3) いじめを苦しめた子どもの自殺予防	・小中学校におけるいじめ防止アンケートの実施	
	4 自殺対策を支える人材の育成	(1) 市民一人ひとりの気づきと見守り意識の向上	・こころ支えるサポーター養成講座の実施【拡充】	
		(2) 相談員等の資質の向上	・相談員を対象とした事例検討会・DV相談窓口担当者研修会	
	5 生き心地のよい支え合いのまちづくり	(1) 各世代や状況に応じた支援の充実	1) 子ども・若者	・こども家庭センターによる伴走型相談支援 ・おやこよりそいチャットやまがたの運用 ・育児不安軽減や産後うつなどメンタル不調者の早期把握や支援 ・若者相談支援拠点や山形地域若者サポートステーションの周知
			2) 働き盛り世代	・ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発事業 ・企業等へのSUKSK出前講座の実施【拡充】
			3) 高齢者	・住民主体の通いの場づくり・認知症カフェなどの居場所づくり
			4) 生活困窮者	・生活サポート相談窓口やワークステップやまがたの開設
			5) 女性	・女性の思春期から更年期までの相談
			6) ひきこもり	・孤独・孤立対策事業【拡充】
			7) がん患者・慢性疾患患者等	・難病相談・がん患者医療用ウィッグ・乳房補正具購入費助成事業
			8) 災害被災者	・県外避難者支援事業・震災避難者健診
		(2) 適切な精神保健医療福祉サービスの提供	・精神保健福祉制度説明会・精神保健福祉相談	
		(3) 健康・生活・経済・仕事に関する支援の充実	・SUKSK生活推進事業・健康相談や医療・福祉相談	
(4) 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制の構築	・我が事・丸ごと地域づくり推進事業・福祉まるごと支援事業			
(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための地域医療連携	・自殺企図患者への地域医療連携・措置入院患者への退院後支援			
(6) 遺された家族等への支援	・生活・経済上の問題を抱える自死遺族を対象とする相談や情報提供			

7 数値目標

自殺総合対策大綱における自殺対策の数値目標「自殺死亡率を令和8年までに平成27年と比べて30%以上減少させる」と同様に設定

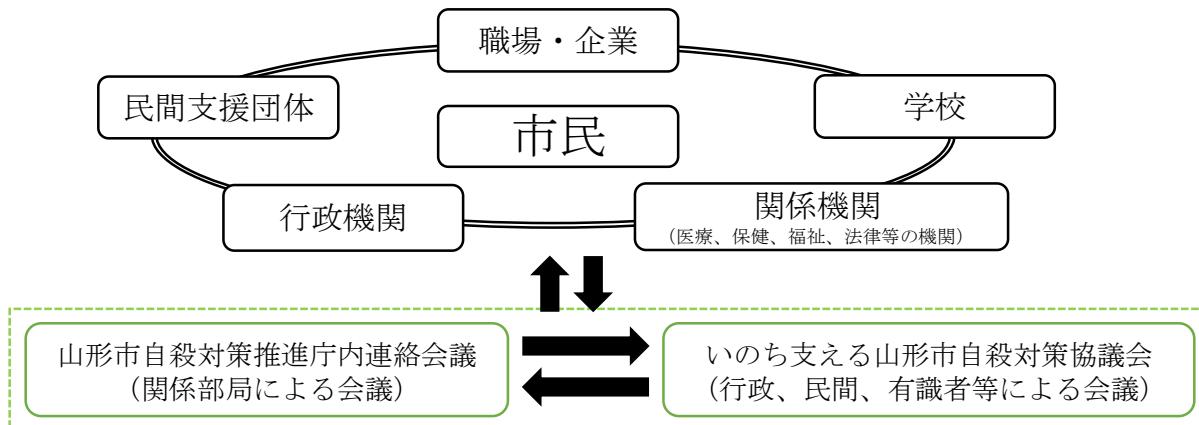
	平成27年	令和3年	令和8年	令和10年
市自殺死亡率	16.7	13.0	11.7以下	11.7以下

8 主な評価指標

項目	令和4年まで(現状)	令和10年度(計画目標)
自殺対策推進庁内連絡会議の開催	各々年1回以上	各々年1回以上
いのち支える山形市自殺対策協議会の開催		
こころ支えるサポーター養成者数(累計)	4,973人	10,000人以上

項目	令和5年度(現状)	令和8年(計画目標)	令和10年度(計画目標)
児童生徒のSOSの出し方教育の実施校数	小学校7校 中学校1校	小学校15校 中学校8校	全ての小中学校で実施 (小学校37校、中学校15校)

9 推進体制



「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」進捗確認シート

参考資料2

基本施策1 地域におけるネットワークの強化 ※特に強化する項目							
(1) 自殺対策に携わる保健・医療・福祉等の各関係機関の連携や情報共有							
取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
「自殺対策推進庁内連絡会議」「いのち支える山形市自殺対策協議会」の開催	自殺対策計画「いのち支える山形市自殺対策計画」を総合的かつ効率的に推進するため「自殺対策推進庁内連絡会議」や、「いのち支える山形市自殺対策協議会」を開催し、行政及び関係機関、団体のネットワーク体制構築、情報共有や施策の連携を図る。	精神保健・感染症対策室	10-(2)	有	各会議を各1回開催し、いのち支える自殺対策計画（第1期）の取組結果や2期計画の進捗管理の在り方について協議した。	行政及び関係機関、団体のネットワークの強化に努めることができた。	各会議を各1回開催予定
自殺対策計画の策定	本市における自殺の現状や課題をとらえ、生きるための包括的支援を推進するため、自殺対策計画「いのち支える山形市自殺対策計画」を策定する。	精神保健・感染症対策室	1-(3)	有	第2期計画に記載されている「生きる支援の関連施策」の令和6年度の実施計画について関係課へ照会を行い、進捗管理を行った。	庁内会議や協議会で計画の進捗状況を共有し、計画の推進に努めることができた。	継続して第2期計画の進捗について関係課・関係機関へ照会を行い、進捗管理予定。
既存統計等を活用した自殺の実態把握	自殺に特化した統計等を活用。 ・厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計等 ・国の自殺総合対策推進センターや県精神保健福祉センターの自殺に関する統計	精神保健・感染症対策室	3-(1)	有	厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計等を活用し本市の自殺の現状について分析し、庁内会議及び協議会で関係課や関係機関と共有した。	国や県、山形市の自殺の現状を庁内会議や協議会で報告し、共有することができた。	取組を継続し、庁内会議及び協議会で自殺の現状を共有する。
地域自殺対策推進会議	地域の自殺対策における課題や取り組み状況等を共有することで、自殺対策の現状を見直す機会とし、効果的な自殺対策の推進を図る。	山形県精神保健福祉センター	5-(2)	有	4ブロック毎に市町村・県保健所と情報共有を行い、本県の課題や取り組み状況等について協議した。	市町村・県保健所の対応状況を共有し、現時点での課題や互いの役割について相互理解した。	継続実施
医療・保健・福祉関係機関連絡会議等への支援	医療・保健・福祉関係機関が主催する会議等へ参加し、情報共有、協力体制を作る。	山形県精神保健福祉センター	6-(1)	有	各関係機関の会議に出席し、資料を提供しながら当センターの役割について理解を深め、連携を図った。	各関係機関からの招集される会議に参加することで相互の役割を理解する機会となり、連携強化に繋がっている。	各種会議に今後も参加して連携を図る。
サイト管理者等への自殺関連情報の削除依頼	インターネット上で有害と認められる自殺関連情報については、サイト管理者等に削除依頼を実施する。	山形警察署	7-(8)	有	有害と認められる自殺関連情報について、サイト管理者等に削除依頼を実施。	自殺関連情報は自殺の誘因にもつながることから引き続き削除依頼を実施する。	インターネット上で有害と認められる自殺関連情報について、サイト管理者等に削除依頼を実施する。
自殺予告事案への緊急対応	インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、プロバイダ等と連携し、人命保護の迅速適切な対応を行う。	山形警察署	7-(9)	有	通報、相談により認知した危険性の高い自殺予告事案について対応。	引き続き、人命の保護に向けた迅速適切な対応を行う。	インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、プロバイダ等と連携し、人命保護に向けた迅速適切な対応を行う。
(2) 特定の問題に関するネットワーク活動の強化							
取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
要保護児童対策地域協議会の設置・運営	被虐待児等の要保護児童の適切な保護と児童の健やかな成長を図るため、関係機関等による協議会を設置し、啓発活動、情報交換、必要な支援のための連携を行う。	こども家庭センター	7-(12)	有	代表者会議を1回、実務者会議を12回、個別ケース検討会を99回開催し、関係機関と連携を強化しながら要保護児童等の支援を行った。 児童虐待防止の啓発活動として、こども電話相談のチラシ作成やオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施した。	・会議において情報共有や意見交換を行い、体制を強化することができた。 ・相談内容に応じて他機関と情報共有を行い包括的な支援を行うことができた。	・代表者会議を1回、実務者会議を12回開催予定 ・個別ケース検討会を必要に応じて開催予定 ・相談対応は通年で実施 ・児童虐待防止の啓発活動
民生委員・児童委員事務	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施。	地域共生社会課 民生委員児童委員連合会	5-(2)	有	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施。	住民のニーズに応じて対応を行った。	引き続き取組内容のとおり実施する。
山形市障がい者自立支援協議会	障がい者の地域生活を協働して支援していくため、障がい福祉サービス事業所や保健・医療機関等の関係機関が協議を行う。	障がい福祉課 障がい者自立支援協議会	6-(1)	有	障がい者自立支援協議会保健医療部会において、医療機関と相談支援事業所が、互いの役割や機能について理解を深め、スムーズな退院支援に繋げることを目的とした研修会を12月に開催した。	研修会に30名の参加があり、「復職に繋げる過程を学ぶことができた」「連携の仕方など参考になった」等の感想が得られた。	関係機関が連携を深め、精神障がいのある方等に対する支援の充実に向けた取組を継続して実施する。
生活サポート相談窓口	失業や離職、家庭環境、健康上の理由で経済的な不安や困りごとを感じている方の相談を受け、各関係機関と連携し、寄り添いながら自立支援を促進する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (生活支援課委託事業)	7-(13)	有	生活困窮者を対象に、就労の支援の他自立に関する問題についての相談対応、課題把握、自立支援計画策定を行った。年間相談人数747人	きめ細やかなアセスメント（客観的評価・査定）を実施して相談者の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につながっている。	相談があれば年間を通じて対応する
我が事・丸ごと地域づくり推進事業	集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる活動拠点を設置。活動拠点において、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を構築する取組を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (地域共生社会課委託事業)	7-(1)	有	通年実施事業。新規実施拠点を2拠点で見込んでいたが、新規実施拠点の立ち上げ実績が0拠点であった。継続拠点においては取組内容のとおり実施した。(21地区23拠点)	未開設地区に拠点立ち上げの働きかけを行ったが、地区の諸般の事情により立ち上げに至らなかった。	新規実施拠点立ち上げは1拠点、継続拠点においては取組内容のとおり実施する。
福祉協力員活動	身近な地域の中で、福祉問題を抱え援助を必要とする高齢者や障がい者、またはその家族に対し、その方の立場にたって、住み慣れた地域の中で問題の早期解決を図るための適切な援助や、協力体制を推進する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	5-(2)	有	福祉協力員数1,444名(4月1日付委嘱数) 見守り声かけ訪問活動を始めた5つの基本活動をもとに、福祉連絡カードや介護保険と高齢者保健福祉にしろり等の配付をきっかけに訪問活動を行い、相談事の早期発見につとめ、民生委員や専門相談機関との連携に務めた。(約85%の協力員が年2回以上対象世帯を訪問している。)	30地区それぞれ、「住民誰もが助けあい、支えあえる地域づくり」を意識した研修会を実施するなどして、支援者間の連携も再確認しながら、福祉協力員活動に活かすことができた。	各地区で、いのち支えるサポーターの研修の受講を提案できるように、課内での受講及び研修提案を促進する。
基本施策2 市民への啓発と周知、相談支援の充実 ※特に強化する項目							
(1) ICT・AIも活用した相談体制の整備や周知							
取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
山形市くらしのガイドの発行	行政のしくみや市役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるよう暮らしのガイドを発行する。	広報課	7-(1)	有	くらしのガイドを発行した。	くらしのガイドの発行を通じ、市民生活に必要な情報を提供するとともに、自殺対策に資する相談窓口の周知に努めた。	今年度も実施する。

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
メンタルチェックシステム「こころの体温計」	パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用して、ストレス度や落ち込み度がわかるメンタルチェックシステム「こころの体温計」を市のホームページに設置。	精神保健・感染症対策室	7-(7)	有	常時、市ホームページに掲載。その他、広報やまがた、公民館だより、コミュニティセンターだより、市公式Facebook、市公式LINE、自殺予防週間・月間展示、ラジオモンスター「ハローやまがた声の広報」にて周知した。 年間アクセス数は22,789件であった。	様々な媒体、機会を捉え、相談窓口を周知することができた。	市ホームページにこころの体温計の記事を掲載する。広報、ラジオ等を利用し、周知を行う。
自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが行うSNS等相談において、直接的な支援が必要でかつ本人から情報提供の同意を得た市民の方について、内容に応じて市関係課や関係機関につなぐ支援を実施する。	精神保健・感染症対策室	11-(5)	有	つなぎ支援2件 (参考：R5年度0件)	つなぎ支援の依頼に対し、関係機関と連携して対応することができた。	ライフリンクからつなぎ支援の連絡があった場合に随時対応する。
認知症早期発見・普及啓発「これって認知症？」	ホームページ上で家族等の第三者が気軽に認知症について確認することができるシステムである、認知症簡易チェック「これって認知症？」を導入し、広く認知症に関する理解や早期対応などに関する意識啓発を図る。	長寿支援課	7-(7)	有	第三者が気軽に認知症について確認することができる認知症簡易チェック「これって認知症？」をホームページに掲載し、結果に合わせたアドバイスやその後の相談先を閲覧している。アクセス数：3,737回。	アクセス数は令和5年度より減少しており、効果的な周知方法について検討が必要。(R5アクセス数：5,231回)	通年実施
山形市聴こえくっきり事業	聴こえの大切さ、加齢性難聴、聴こえのフレイルに関する普及啓発から社会活動との関連などのデータ分析までをパッケージ化した医、学、産、官の多機関連携事業で、社会参加による効果的な介護予防、認知症予防をととして健康寿命の延伸を目指す。	長寿支援課	6-(6)	有	聴こえくっきり事業における普及啓発として、聞こえをテーマとした「耳からの健康講話」を開催した(開催回数：2回、参加者：72名)。また、アプリを活用した聴こえのチェック(ヒアリングフレイルチェック)を開催した(開催回数：7回、参加者：159名)。	講話やチェックを通して、聴こえのフレイルの正しい理解について普及啓発ができた。	次の講座等を各8回開催する ・耳からの健康講話 ・聴こえのチェック
支援対象児童等見守り強化事業	支援の必要な世帯を把握し必要な支援につなげることを目的として、LINE(おやこよりそいチャットやまがた)による情報発信・相談支援を行う。こどもの見守り等が必要な世帯には、こども宅食訪問支援(食品等を自宅に届けながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ)につなげる。	こども家庭センター	11-(4)	有	LINEによる情報発信・相談支援を行い、子どもの見守りが必要な世帯に対し、子ども宅食訪問支援等の支援につなげた。 ・LINE友だち登録数 累計3,830件 ・相談件数 4,465件(令和6年度分)	相談内容に応じて関係機関と連携し支援を行うことができた。	通年で情報発信・相談支援を実施
伴走型相談支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない継続的な支援によって、母親が抱える困難や問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ。また、アプリ活用により、気軽に育児相談ができるようになることで、母親の育児不安の軽減を図る。	母子保健課	13-(1)	有	妊娠届出時面談 1,281件 妊婦のオンライン面談件数 13件 産後の面談 1,330件	計画通りに実施した。	継続事業名が「妊婦等包括相談支援事業」と名称変更するが、継続実施。
青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる相談	青少年やその家族の悩みや心配事に関する相談を、少年相談員が受け付ける。また、小・中・高校へ相談カードや保護者用チラシを配布する。	社会教育青少年課	11-(2)	有	少年相談員による電話相談は平日13:00～17:00、メール相談は24時間受付し、電話は44件、メールは20件の相談があった。 少年相談カード、保護者向けチラシを作成し、学校を通して配布するとともに、市窓口や関係機関にも配布した。 ・カード配布数 55,004枚 ・チラシ配布数 37,304枚	配付する少年相談カード、チラシには県等のLINE相談窓口も掲載しており、関係機関と連携し周知に務めている。	令和6年度と同様に実施予定
困った時の相談窓口活用ガイドの利活用	各種相談窓口に関する情報をまとめたガイドを作成し、関係機関等に周知配布する。	山形県精神保健福祉センター	7-(1)	有	HPにおいて、常時「困った時の相談窓口ガイド」を掲載。	メンテナンスまでは行き届かなかった。	適宜メンテナンスをしながら、継続実施

(2) 世代に合った相談窓口体制の整備

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業(再掲)	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが行うSNS等相談において、直接的な支援が必要でかつ本人から情報提供の同意を得た市民の方について、内容に応じて市関係課や関係機関につなぐ支援を実施する。	精神保健・感染症対策室	11-(5)	有	つなぎ支援2件 (参考：R5年度0件)	つなぎ支援の依頼に対し、関係機関と連携して対応することができた。	ライフリンクからつなぎ支援の連絡があった場合に随時対応する。
支援対象児童等見守り強化事業(再掲)	支援の必要な世帯を把握し必要な支援につなげることを目的として、LINE(おやこよりそいチャットやまがた)による情報発信・相談支援を行う。こどもの見守り等が必要な世帯には、こども宅食訪問支援(食品等を自宅に届けながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ)につなげる。	こども家庭センター	11-(4)	有	LINEによる情報発信・相談支援を行い、子どもの見守りが必要な世帯に対し、子ども宅食訪問支援等の支援につなげた。 ・LINE友だち登録数 累計3,830件 ・相談件数 4,465件(令和6年度分)	相談内容に応じて関係機関と連携し支援を行うことができた。	通年で情報発信・相談支援を実施
伴走型相談支援事業(再掲)	妊娠期から子育て期までの切れ目ない継続的な支援によって、母親が抱える困難や問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ。また、アプリ活用により、気軽に育児相談ができるようになることで、母親の育児不安の軽減を図る。	母子保健課	13-(1)	有	妊娠届出時面談 1,281件 妊婦のオンライン面談件数 13件 産後の面談 1,330件	計画通りに実施した。	継続

(3) 自殺に関連する対策の市民の理解の促進

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発事業	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、市民に対して自殺やうつなどの精神疾患、こころの健康づくりについての正しい知識を普及啓発するため、パネル展示や街頭啓発、ポスター掲示、パンフレット・啓発グッズの配布等を行う。	精神保健・感染症対策室	2-(1)	有	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間において、自殺やうつなどの精神疾患やこころの健康づくりに関するパネル展示、街頭啓発、市立・県立図書館での啓発物の設置、パンフレットや啓発グッズの配付、SNS(LINE、Facebook)での周知等を行った。	関係機関と相互に連携協力を図りながら相談事業を幅広く周知できた。	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、ネル展示、街頭啓発、啓発物の設置、パンフレットや啓発グッズの配付、SNSでの周知等を実施。

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
心の健康啓発コーナーの設置	毎年自殺者が多い3月の自殺対策強化月間に加えて、9月の自殺予防週間に、来館者が必ず通る図書館入り口付近に「自殺」「心の健康」に関連する図書の特集コーナーを開設。また心の健康に関する相談窓口を記載したポスター、リーフレットや啓発グッズ等を設置して、来館者には相談窓口情報等の分かりやすい情報の提供を行う。	図書館	2-(1)	有	9月の自殺予防週間に合せ、8月30日から9月26日の間、来館者が必ず通る図書館入り口付近に「自殺」「心の健康」に関連する図書の特集コーナーを開設。また心の健康に関する相談窓口を記載したポスター、リーフレットや啓発グッズ等を設置して、来館者には相談窓口情報等の分かりやすい情報の提供を行った。	40代以上を中心に200冊程度の貸し出しがあった。テーマに比して貸出冊数が多く、多くの市民に情報の発信ができたと感じている。	前年度と同時期に同規模で実施予定。
精神障がい者家族教室	精神障がい者を家族に持つ家族会及び障がい者相談支援センター、地域活動支援センターが中心となって企画し、年4回開催。内容は医師による講演等で正しい知識を得る、本人や家族の生活にとって有効な情報提供。参加者同士の交流の場を作り、情報交換や今後の繋がる先を見つける手助けをする。	障がい福祉課	2-(3)	有	精神障がい者を支える家族と当事者等を対象に、障がいに関する正しい理解を促すとともに、福祉サービス等の情報提供を行うことや、家族同士の交流を通して相互援助的な関係づくりができるよう支援することを目的に教室を年4回(8、9、10、11月)に実施した。	全4回で合計89名の参加があり、「とてもわかりやすく、このような場が多くあると嬉しい」「家族同士が悩みを話す場があるのは良い」等の感想が得られた。	家族、当事者の支援のため、取組を継続して実施する。
応急手当普及啓発	山形市応急手当普及啓発活動実施要綱に基づき、各種応急手当講習会を開催し、市民へ応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努め、救命率の向上を図る。応急手当講習会を通じ、応急手当の重要性のほか、命の大切さについても講話の内容に取り入れ、自殺予防を支援する。	消防本部	2-(3)	有	令和6年度講習回数289回、受講者数6,334人。(参考:令和5年度講習回数235回、受講者数4,138人)	令和6年度の講習会受講者数は前年度比2,196人増となっており、より多くの市民に対し講習会を通じて命の大切さを伝え、自殺予防を支援できた。	月2回程度、一般公募による応急手当講習会を開催するほか、各事業所、学校単位での応急手当講習会に出向し、講習内容に命の大切さについて盛り込み、自殺予防を支援する。講習会受講人数は7,000人以上を想定。
認知症について考えるセミナー	認知症に対する正しい知識と、認知症の方への介護や支援の重要性について市民の方に広く啓発する。	長寿支援課	2-(3)	有	以下の内容で実施した。 開催日:9月24日(火) 場所:山形ビックウイング2階大会議室 参加者:318人	知名度の高い講師による講演等であり、参加者は過去最高となった。	令和7年9月に開催予定。 内容については、おれんじ希望大使による講演、認知症介護家族による座談会等を予定している。
消費者啓発協力員による啓発活動の推進	消費者アドバイザー及び消費者啓発ボランティアの協力により、消費生活出前講座の実施や地域におけるきめ細かな見守り・声がけ等の注意喚起、必要な方へ消費生活センターの紹介など、地域における啓発活動の充実を図る。	消費生活センター	2-(3)	有	・消費者アドバイザーが講師となった出前講座 16回 ・相談の多い事例や対処法等について記載した「山形市消費生活センター情報」を毎月送付	計画どおりに実施した。	・講座申込があれば年間を通じて対応する ・「山形市消費生活センター情報」について毎月発行する
心の健康づくり、自殺関連に係る普及啓発	自殺や心の健康、特定相談等に係る正しい知識や情報等について、強化推進月間、各種研修・会議等場、また、インターネットを通じて提供。	山形県精神保健福祉センター	2-(3)	有	自殺予防週間と自殺対策強化月間には統一ダイヤル(心の健康相談ダイヤル)の相談時間を拡大。年間3875件の利用あり。若年層の対策として行っているインターネット相談では年間34件の利用があった。また、SNS相談先の情報を掲載した若い世代の心の健康相談啓発カード(77,500部)を県内の学校等に配布。	拡大した時間の相談やインターネット相談の利用者はそれほど多くない。引き続き周知を工夫して行っていくことが必要。	継続実施
山形いのちの電話の啓発普及活動	広報誌・パンフレット・HP・新聞紙面での広報啓発やチャリティーコンサート、公開講座の実施。	山形いのちの電話	7-(1)	有	・広報誌やHP、新聞紙面等での広報活動 ・山形いのちの電話開局30周年を記念した公開講演会	新聞広告や記事は取り分け効果が大きい。参加協力へのきっかけとして大いに期待している。	令和6年度に同じ

基本施策3 児童生徒への心の教育等の推進

※特に強化する項目

(1) 児童生徒に向けた心の教育

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
児童生徒のSOSの出し方教育	小中学生が適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)がとれるように支援する。	精神保健・感染症対策室	11-(3)	有	市内小・中学校に希望校調査を行い、希望があった学校のうち小学校11校、中学校5校において外部講師、健康増進課の保健師・精神保健福祉士がSOSの出し方に関する健康教育の授業を実施した。	児童生徒がSOSの出し方を学ぶことができた。	小学校12校、中学校7校において外部講師、精神保健・感染症対策室と健康増進課の保健師・精神保健福祉士がSOSの出し方に関する健康教育の授業を実施予定。
健康教育に関する普及啓発事業	健康教育講座(精神保健・生活習慣・食育)等の実施。	学校教育課	11-(8)	有	市内20校において、山形市医師会より医師を派遣してもらい、性に関する指導や喫煙防止、がん、メディアと健康の関係等各校の実情に応じたテーマについて講座を開催した。	医師会からの協力のもと、学校の実情に応じた講座を開催することができた。	山形市医師会から医師を派遣し、事前に申し込んだ学校の児童生徒等に対して「性」や「防煙」「がん」等についての健康教育講座を実施する。
いのちの教育	いのちの教育全体計画を作成して学校生活全般にわたっていのちの学習を推進し、生命を尊重する態度を育て、やさしさと思いやりをもって心豊かに生きる児童生徒を育てる。	学校教育課 山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11-(8)	有	(学校教育課) 各校において、いのちの教育全体計画を作成するとともに自己の生き方についての考え方を深められるよう発達段階に応じた指導を行った。	(学校教育課) いのちの教育全体計画を基に、各校が実態に応じた指導を実施することができた。	(学校教育課) 各校において、いのちの教育全体計画を作成するとともに自己の生き方についての考え方を深められるよう発達段階に応じた指導を工夫する。
薬物乱用防止教室	いのちの学習の一環として薬物乱用防止教室を開催することによって、薬物の危険性について学ぶとともに、生命を大事にする態度を育てる。	学校教育課 山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11-(8)	有	(学校教育課) 学校の実情に応じて、警察や薬剤師の協力を得ながら薬物について学ぶ機会を設けることができた。	(学校教育課) 山形警察署や薬剤師等の協力を得て薬物乱用防止教室を実施することができた。	(学校教育課) 薬物乱用防止教室を全ての中学校及び高等学校において1回は開催する。 地域の実情に応じて、小学校においても開催に努める。
小中学生向け自殺防止啓発事業	小中学生に「いのち」の大切さを学ぶ出前講座を行い、人権尊重について学ぶことで、健全な心を育て、自殺防止や暴力防止を図る。	男女共同参画センター	11-(8)	有	小・中学生を対象に命の大切さを学ぶ出前講座を10校で実施した。	計画のとおり実施	小・中学校10校で開催予定
SOSの出し方教育について講師の派遣や人材の育成への協力	SOSの出し方教育の実施について、講師の派遣に協力するとともに、人材の育成(学校教員や関係者、市職員など)にも協力する。	山形県立保健医療大学	2-(2)	有	山形市内の複数の小学校・中学校におけるSOSの出し方講座に関する講師の派遣を行った。また、人材育成への協力として、学校教員向けの研修において講師を派遣した。	アンケートの結果を分析する必要があるものの、依頼のあった講師派遣にはすべて応えることができています。	要請に応じて、講師の派遣を行う。(小中学校4校、研修講師1件を予定)

(2) 教職員や保護者に対する普及啓発

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
いのちに関する指導推進事業	教職員や保護者に、産婦人科などの専門医、助産師を講師とし生命やに関する指導の充実を図る。また、各学校においても指導計画を立て、児童生徒に対しても生命や人権教育を実施する。	学校教育課	4-(4)	有	教職員を対象として、2回の研修会を開催した。各学校においても、性に関する指導計画を作成し、発達段階に応じて指導を実践した。	健康増進課、男女共同参画センターとの連携を強化することができた。	教職員を対象に「いのちの教育研修会」を実施する。 ・9月・12月

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
児童生徒のSOSの受け止め方教育	児童生徒が出したSOSを身近にいる大人が受け止め、支援できるようにするための教育。保護者や教職員等の身近な大人がSOSの受け止め方を知ること、児童生徒がSOSを出しやすい環境を整える。	精神保健・感染症対策室	4-(4)	有	学校教育課が実施する「いのちの教育研修会」を活用し、市立小中学校の教員を対象に外部講師による研修会を1回実施した。	普段の児童生徒の対応する教職員がSOSの受け止め方を学ぶことができた。	学校教育課主催の生徒指導担当教員向けの研修会にてSOSの受け止め方について外部講師による講話を予定。

(3) いじめを苦しめた子どもの自殺予防

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
いじめ防止の組織づくり	「いのち」の教育を大切に、いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しながら、こころ豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという課題に学校として取り組む。	学校教育課 山形市立商業高等学校	11-(1)	有	(学校教育課) ・校内に対策組織を置き、「学校いじめ防止基本方針」の見直しと「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応を行った。 ・日常の観察やいじめアンケート等から児童生徒の状況を把握し、いじめの未然防止・早期発見・即時対応に努め、事案に対応できた。	(学校教育課) 「学校いじめ防止基本方針」や指導の指針に基づいた対応について、研修でも周知しており、各校が必要に応じた措置を講じて対応することができた。	(学校教育課) ・「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、校内に対策組織を置く。 ・日常の観察やいじめアンケート等から児童生徒の状況を把握し、いじめの未然防止・早期発見・即時対応に努める。
いじめ対策	学校がいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止・早期発見・即時の組織対応・関係諸機関との連携・重大事態発生時の対応について定め、いじめの未然防止・組織的な即時対応に努める。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11-(1)	有	(小学校) どの学校も、いじめ防止基本方針を策定し、ホームページで広く周知すると共に、PTA総会等で保護者に向けて、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を組織で行っていくことを校長が伝えている。また、いじめ対応のフローチャートなどを作成し、組織対応の流れを職員会議等で確認し、その都度実践している。 (中学校) 校長会において、いじめ事案等に関する対応について情報交換を行った。	(小学校) いじめの未然防止・早期発見・組織的な即時対応に努めることができた。 (中学校) 校長会において、情報交換を行い、各校の効果的な対応につなげることができた。各校では、いじめ防止基本方針を策定し、対策会議を定期的開催している。	(小学校) いじめ防止基本方針のホームページでの周知 PTA総会等で保護者に向けての周知 いじめの未然防止や早期発見・早期対応を組織で実践 (中学校) 定例会議において情報交換を実施。

基本施策4 自殺対策を支える人材の育成

(1) 市民一人ひとりの気づきと見守り意識の向上

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
こころ支えるサポーター養成講座	市民及び市職員、地域の医療・福祉関係機関、有職者等を対象に、個々人が取り組めるこころの健康づくりや悩んでいる身近な人への適切な相談機関へのつなぎ等を講義、演習形式で実施する。	精神保健・感染症対策室	4-(10)	有	市職員向けに、新規採用職員研修と主査昇任者研修において講座を実施した。全職員向けには机上研修を実施し、1,301人が受講。 食生活改善推進員・運動普及推進員対象に実施し21人受講。市内健康経営優良法人を対象に実施し31社受講。	関係機関と連携し、受講者に合わせた内容の講座を実施することができた。	市職員向けに、新規採用職員、主査昇任研修において講座を実施し、全職員に対しては机上研修を実施予定。 食生活改善推進員・運動普及推進員、一般企業、介護保険事業所を対象に講座を実施予定。 また、SUKSUK生活出前講座において依頼があった場合にも実施予定。

(2) 相談員等の資質の向上

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
事例検討会	自殺未遂者やひきこもりに関する対応事例等の共有、適切な対応方法の検討、連携の強化を図るとともに、支援者の対応力向上を図る。	精神保健・感染症対策室	4-(8)	有	職員や相談関係機関を対象に、自殺未遂者支援に関する事例検討会を1回、ひきこもりに関する事例検討会を1回、計2回実施。	支援の対応方法を検討するとともに、関係機関の顔をつなぎ、連携強化を図ることができた。	職員や相談関係機関を対象に、自殺未遂者支援やひきこもりに関する事例検討会を1回実施予定。
DV相談窓口担当者研修会	相談窓口にかかる職員、関係機関の職員を対象に、DV防止法など関連法のかかわりを理解し、自殺に繋がりがやすい心理状態にある相談者の自殺防止に繋げるための知識等を学ぶ。	男女共同参画センター	4-(8)	有	DV相談窓口担当者を対象に、研修会を実施した。(参加者29名)	計画のとおり実施	12月に実施予定
青少年相談事業(少年相談員研修)	相談員の資質向上を目的に、青少年の悩みへの寄り添い方、導き方、現代の青少年の悩みについての研修を実施する。	社会教育青少年課	4-(8)	有	3月に研修会を実施し、適応指導教室『風』の活動について、山形市総合学習センター指導主事の白田健太郎氏より講演いただいた。	適応指導教室での子どもたちとの関わり方を学ぶことで今後の相談にも活かせると、参加した相談員からは好評だった。	令和6年度と同様に実施予定
ボランティア相談員研修会	ボランティア相談員の継続的な研修活動及び新たに電話相談員になろうとする方の養成研修の実施。	山形いのちの電話	4-(8)	有	養成研修 10名 相談員 100名	継続的な活動を目指し、学習会やフレッシュ研修会を開催し、志気を高めた。	令和6年度と同じ
人材育成(研修事業)	心のサポーター養成ファシリテーター研修、精神保健福祉研修会を開催する。	山形県精神保健福祉センター	4-(5)	有	市町村・保健所の保健師を対象に研修会を実施(延10名参加)。県立保健医療大学が行う心のサポーター研修の見学、見学の振り返り、実践の振り返り(報告)と3回に分けてより実践的な研修を実施した。	実践的な研修により、ファシリテーターとして行うその後の活動に有益であったと好評であった。	継続実施
技術指導、技術援助	関係機関における困難事例への技術援助、ケース検討会等の開催を実施する。	山形県精神保健福祉センター	4-(5)	有	深刻な体験から心の健康を害している従業員に関する企業からの相談や、自殺者があった市町村から対応に関する相談等を受けて助言を行った他、自殺に関する統計等について相談を受けて対応した。	企業や市町村それぞれの状況を確認しながら、一緒に対応を検討するという姿勢での支援を実施。	随時対応を継続
相談支援	薬剤師が投薬時における窓口対応のスキルアップとして、公認心理士・臨床心理士の講師による研修会等を実施し、薬学的見地の部分以外で、患者心理・機能的な患者対応・アンガーマネジメント・ゲートキーパー等、心理学的にも広義な知識を習得し、結果的に自殺のリスクの軽減に繋げる。	山形市薬剤師会	4-(12)	無	無	山形県薬剤師会主催の「薬物乱用」に関する研修会が開催され、受講した者も多数ありました。自殺対策との関連も強いテーマの研修となり、人材育成の一環になったと認識しております。	令和5年度に実施し好評であった臨床心理士等、この分野に造詣の深い講師による研修会の開催を検討する。

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
基本施策5 生き心地のよい支え合いのまちづくり							
(1) 各世代や状況に応じた支援の充実							
1) 子ども(親子への支援含む)・若者		※重点的に取組む対象					
取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
子ども(親子への支援含む)							
児童家庭相談事業	児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な援助を行う。児童福祉法改正による、子ども家庭総合支援拠点の設置や、より専門的な支援の実施を検討する。	こども家庭センター	7-(1)	有	児童相談件数：1,425件	子どもや子育て家庭の相談窓口となり、必要に応じて関係機関と連携して対応できた。	相談対応は通年で実施
こどもショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、市が委託する児童福祉施設等において、ショートステイ事業(日中・宿泊の預かり)とトワイライト事業(夜間預かり)により、一時的に児童を預かる。(事前登録制)	こども家庭センター	11-(4)	有	ショートステイ事業：102件 トワイライト事業：10件	委託先を児童福祉施設のほか、里親にも拡大したことで施設での利用が困難な場合に、里親による利用につながることができた。	通常の利用のほか、事業の利用が必要な世帯に対し、利用助奨や措置を実施
児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	こども家庭支援課	11-(4)	有	支給者数(3月支払期現在) 1,363人 年間支給額 682,120千円	適宜、支給事由に該当することとなった方からの請求を受け付け、受給資格の認定を行い、法令の定めるところにより手当を支給することができた。	・新規請求受付(随時) ・手当の支払い(年6回：奇数月)
山形市健やか教育手当支給事務	両親のいない児童又は父母の一方がいない状態にある児童等の教育及び福祉の増進を図るため、その保護者に対し手当を支給する。	こども家庭支援課	11-(4)	有	支給者数(3月支払期現在) 792人 年間支給額 31,521千円	随時、支給要件に該当することとなった方からの申請を受け付け、受給資格の認定を行い、条例の定めるところにより手当を支給することができた	・新規申請受付(随時) ・手当の支払い(年2回：9月、3月)
支援対象児童等見守り強化事業(再掲)	支援の必要な世帯を把握し必要な支援につなげることを目的として、LINE(おやこよりそいチャットやまがた)による情報発信・相談支援を行う。こどもの見守り等が必要な世帯には、こども宅食訪問支援(食品等を自宅に届けながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ)につなげる。	こども家庭センター	11-(4)	有	LINEによる情報発信・相談支援を行い、子どもの見守りが必要な世帯に対し、子ども宅食訪問支援等の支援につなげた。 ・LINE友だち登録数 累計3,830件 ・相談件数 4,465件(令和6年度分)	相談内容に応じて関係機関と連携し支援を行うことができた。	通年で情報発信・相談支援を実施
特別児童扶養手当	心身に重度又は中度の障がいをもつ20歳未満の児童を養育している父母又は養育者へ支給する。	障がい福祉課	11-(4)	有	心身に重度又は中度の障がいをもつ20歳未満の児童を養育している父母又は養育者からの申請を適切に受け付けし、父母等へ支給した。 *令和6年度新規認定者：66名	関係機関との情報共有を適宜実施した。	対象者への支援のため、取組を継続して実施する。
障がい児福祉手当	心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、20歳未満の在宅の方に支給する。	障がい福祉課	11-(4)	有	心身に重度の障がいのある児童を養育している父母等からの支給申請を適切に受け付けし、児童本人へ支給した。 *令和6年度新規認定者：16名	関係機関との情報共有を適宜実施した。	対象者への支援のため、取組を継続して実施する。
山形市重度心身障がい児福祉手当	心身に障がいをもつ20歳未満の在宅の児童で、障がいの程度が特別児童扶養手当該当程度であるが、所得制限等で特別児童扶養手当が支給停止または受給できない養育者に支給する。	障がい福祉課	11-(4)	有	心身に重度の障がいのある児童を養育している父母等からの支給申請を適切に受け付けし、養育者へ支給した。 *令和6年度新規認定者：2名	関係機関との情報共有を適宜実施した。	対象者への支援のため、取組を継続して実施する。
学校向け消費生活出前講座の実施	消費者トラブルの未然防止に向けた若年者への消費者教育の推進を図るため、消費生活専門相談員が学校に出向き、出前講座を実施する。若者の消費者トラブルは後を絶たず、令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、若者の消費者被害の増加が懸念される。消費者教育を早期に実施し、対応方法や相談先等の知識習得を図る。	消費生活センター	11-(2)	有	学校向け出前講座 10回	計画どおりに実施した。	講座申込があれば年間を通じて対応する
生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業等)	生活保護世帯及び就学援助世帯の希望者に対し、子どもの学習・進路相談のほか、保護者に対する就学資金の相談や他団体実施の集合型学習支援事業の紹介・斡旋を行う。	生活支援課	11-(4)	有	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の小学生、中学生に対し、学習支援を実施し、生活支援として戸別訪問や電話による子どもの状況把握、養育に関する保護者への助言や進学・就学資金などについての情報提供。学習支援会年間38回	希望する高校への進学及び自立に向けての支援を行う。また中退のおそれのある生活保護受給世帯の高校生を対象に高校中退の防止に向けた相談・支援も実施する。	年間を通じて対応する。学習会については利用しやすいように開催場所を変更して実施。
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	こども未来課	11-(4)	有	児童の健全育成のため、100支援の単位の放課後児童クラブへの運営委託並びに保育料の軽減に対する補助等を行った。実施にあたっては、受託者との連携のもと、子どもや保護者の状況把握を行い、悩みを抱えた子どもや保護者の把握に努めた。	必要な支援に対し、情報共有を行うとともに、行政及び関係機関のネットワークの強化に努めることができた。	児童の健全育成のため、101支援の単位の放課後児童クラブへの運営委託や保育料の軽減に対する補助を行う。
自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業(再掲)	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが行うSNS等相談において、直接的な支援が必要でかつ本人から情報提供の同意を得た市民の方について、内容に応じて市関係課や関係機関につなぐ支援を実施する。	精神保健・感染症対策室	11-(5)	有	つなぎ支援2件(参考：R5年度0件)	つなぎ支援の依頼に対し、関係機関と連携して対応することができた。	ライフリンクからつなぎ支援の連絡があった場合に随時対応する。
こころの健康相談窓口の周知	電話や来所相談の他、多様なニーズに対応するため、SNS等を活用した相談やつなぎ支援について積極的に周知する。 ・行政窓口、高校大学、関係機関、商業施設におけるステッカーシールの設置 ・市報やホームページ等での周知	精神保健・感染症対策室	11-(5)	有	ホームページへの掲載、行政窓口や商業施設へのステッカーシールの設置、ベニちゃんバス車内におけるデジタルサイネージへの広告掲載を行った。	多くの場所にステッカーシールを設置し、幅広く市民に周知することができた。	引き続き、市のホームページや各施設へのステッカーシール設置等により周知していく。

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
離乳食教室	離乳食の進め方について、学ぶ機会を提供するだけでなく、離乳食や育児に関する悩みについて相談を受け、必要時適切な相談窓口につなげる。また、参加者同士が交流することで、仲間づくりの場とする。	健康増進課	13-(1)	有	年14回開催 参加者 366人	講話や相談を通して離乳食の知識の習得だけでなく、参加者同士が育児に関する情報交換を図る機会になった。	生後4~6か月の保護者を対象に月1回開催
子育てはあと相談	就学前の幼児を持つ保護者を対象とした公認心理師による子育て相談。育児不安やストレス等への適切な対応と支援を図る。	母子保健課	7-(1)	有	実施回数24回 実65名、延67名	計画通りに実施した。	継続
幼児発達相談	就学前の幼児を持つ保護者を対象とした発達相談。保健師により発達検査を実施したあと公認心理師による相談を実施する。	母子保健課	7-(1)	有	実施回数29回 実187名、延196名	5歳児健診を開始したことにより相談希望者が増え、実施回数を増やし相談を行った。	継続
乳幼児健康診査	乳幼児健康診査において、育児や発達に不安や困難を感じている保護者に対し、関わり方を助言するとともに、継続フォロー等につなげることで、保護者の育児不安の軽減と適切な支援を図る。 また、発達障がいを抱えた人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱えている。1歳6か月児、3歳児、5歳児健康診査に公認心理師を配置し、発達・育児に関する相談を受け付け、相談内容に応じて支援方法を決定し、必要な機関への紹介や継続フォローにつなげることで発達障がい児の早期発見・早期支援を図る。	母子保健課	7-(1)	有	個別健診 1か月児健康診査 受診者数1,154人 4か月児健康診査 受診者数1,338人 9か月児健康診査 受診者数1,369人 集団健診 1歳6か月児健康診査 実施回数 50回 受診者数 1,478名 3歳児健康診査 実施回数 51回 受診者数 1,559名 5歳児健康診査 実施回数 53回 受診者数 1,626名	健診時、児の様子や保護者の育児不安などの情報を多職種で共有し、支援が必要なケースを相談やフォローへつなげられるよう支援している。 継続して支援を行うために関係機関との連携が今後の課題となっている。	継続
乳幼児健康診査（個別相談）	4か月児健康診査、9か月児健康診査 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	母子保健課	7-(1)	有	個別健診 1か月児健康診査 受診者数1,154人 4か月児健康診査 受診者数1,338人 9か月児健康診査 受診者数1,369人 個別相談件数 1歳6か月児健康診査 保健師 86件 心理師 162件 栄養士 136件 歯科衛生士 693件 3歳児健康診査 保健師 730件 心理師 209件 栄養士 77件 歯科衛生士 765件 5歳児健康診査 保健師 216件 心理師 264件 栄養士 58件	相談について、健診通知や山形市公式ホームページ、母子手帳アプリによるプッシュ通知等で情報発信している。 相談希望者が多い場合、待ち時間が生じ、相談を当日受けられないこともあり、5歳児健康診査では令和7年度から公認心理師2名体制で相談を実施している。他健診についても相談状況に応じて体制整備を検討していく必要がある。	継続
こんにちは赤ちゃん事業	訪問を行うことによって、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、育児で家庭が抱える困難や問題点について適切な支援に繋げることで、母親等の自殺リスクの軽減を図る。	母子保健課	13-(1)	有	訪問件数:640件	計画通りに実施した。	継続
伴走型相談支援事業（再掲）	妊娠期から子育て期までの切れ目ない継続的な支援によって、母親が抱える困難や問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ。また、アプリ活用により、気軽に育児相談ができるようになることで、母親の育児不安の軽減を図る。	母子保健課	13-(1)	有	妊娠届出時面談 1,281件 妊婦のオンライン面談件数 13件 産後の面談 1,330件	計画通りに実施した。	継続
育児支援家庭訪問	妊娠・出産はホルモンバランスの著しい変化に伴い、心身に急激な変化をもたらす、メンタル不調を生じやすい。初回訪問時に支援者が共通の尺度で客観的に母親のメンタルヘルスを評価することで、潜在化する産後うつ等の問題を把握し、支援に繋ぐことで自殺リスクの軽減を図る。	母子保健課	13-(1)	有	訪問実家庭数 689件 訪問延件数 860件	計画通りに実施した。	継続
産後ケア事業	核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきている。妊娠・出産・子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えてきているため、母子や家族の状況を見守り、状況に応じて妊産婦の心身を支援する。	母子保健課	13-(1)	有	ショートステイ 実：71人 延：221人 デイケア 実：64人 延：108人 乳房ケア（通所型）実：169人 延：276人 乳房ケア（訪問型）実：61人 延：108人 ママサポーター 実：27人 延：209人	計画通りに実施した。	継続 ①申請方法：窓口来所、郵送の他、新たに電子申請での受付開始を予定。 ②里帰り先での産後ケア利用分（乳房ケアのみ）の利用料補助を開始予定。
ママパパ教室	産前は、出産や産後の生活についての不安が強く、産後はメンタル不調が出現しやすい。出産に向けた準備や、産後の生活の変化をあらかじめ理解し、夫と共有することで、出産前後の精神面の負担軽減を図る。	母子保健課	13-(1)	有	実施回数 16回 参加者数 480人（妊婦240人、夫238人、その他2人）	計画通りに実施した。	継続
就学援助と特別支援教育就学奨励費に関する事務	・経済的理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資するため給食費・学用品費等の必要な援助を実施する。 ・特別支援学級等に在籍し、特別支援教育を必要とする児童生徒の保護者に対し、就学費用（給食費・学用品費等）の一部を援助する。	教育総務課	11-(4)	有	・経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒等の保護者に対して、給食費や学用品費等の支給を行った。 ・特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費等の支給を行った。	年間を通し実施した。	令和6年度と同様に実施予定
青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる相談（再掲）	青少年やその家族の悩みや心配事に関する相談を、少年相談員が受け付ける。また、小・中・高校へ相談カードや保護者用チラシを配布する。	社会教育青少年課	11-(2)	有	少年相談員による電話相談は平日13:00~17:00、メール相談は24時間受付し、電話は44件、メールは20件の相談があった。 少年相談カード、保護者向けチラシを作成し、学校を通して配布するとともに、市窓口や関係機関にも配布した。 ・カード配布数 55,004枚 ・チラシ配布数 37,304枚	配付する少年相談カード、チラシには県等のLINE相談窓口も掲載しており、関係機関と連携し周知に務めている。	令和6年度と同様に実施予定

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
教育相談	いじめ調査アンケートやQ-Uアンケート等を基に児童生徒の話や悩みに耳を傾ける教育相談週間等を設けることで、児童生徒理解の深化、家庭との連携強化を図る。また、必要に応じて、市教育相談員、別室学習指導教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携して、個に応じたよりよい支援のあり方や関係機関との連携を図る。	学校教育課	11- (2)	有	年2回(6月と11月頃)のいじめアンケートとその後の個別面談を実施することができた。一人一人の実態把握と学級全体の状況を把握し、心配な児童生徒に対応するために、市立全小中学校で小学3年生から中学3年生の全員を対象としたQ-Uアンケートを実施した。	いじめアンケートや個別面談を行い、事実の確認と対応を各校で行うことができた。Q-Uアンケートを予定通りに実施できたが、それを生かした学級経営ができるようさらに支援を続けていく必要がある。	年2回(6月と11月頃)のいじめアンケートとその後の個別面談を実施する。一人一人の実態把握と学級全体の状況を把握し、心配な児童生徒に対応するために、市立全小中学校で小学3年生から中学3年生の全員を対象としたQ-Uアンケートを実施する。
校内居場所づくり支援	登校しぶりや教室に入れない児童生徒への支援として、モデル校に対し、校内への新たな居場所づくりを進めることにより、再登校や学級復帰を支援する。	学校教育課	11- (2)	有	市内小学校4校をモデル校として、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりを支援することができた。モデル校での居場所づくりの取組を、市内各小中学校に周知し、再登校や学級復帰の支援の方策として示すことができた。	令和5年度、6年度のモデル校での実践により、様々な居場所づくりのモデルケースを各校に示すことができた。	市内小学校30校で、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりを支援する。居場所づくりの取組は、市内各小中学校に周知し、再登校や学級復帰の支援として生かしていく。
心と学びの記録・振り返り支援システムの導入	児童生徒が日々の感情や学びを「天気」で表現し、見える化できるシステムを小中学校に導入することで、教職員が児童生徒一人一人の心の状態を把握しやすくとともに、より児童生徒に寄り添った対応を行えるような仕組みづくりを行う。	総合学習センター	11- (2)	有	各校でタブレット端末を用いて試用し、児童生徒も教職員もソフトウェアの操作方法や機能を知ることができた。	導入段階であったが、児童生徒の個々の気持ちの状態を具体的に把握することができた。また、教職員がソフトウェア上で情報を共有できるので、困り感への迅速な対応や、自己有用感の育成につなげられるツールとして、各校にて積極的に活用されることを期待する。	・4月-7月 設定作業や研修会の実施 ・8月 各小中学校での本格運用開始
特別な支援を必要とする児童生徒への対応	特別な支援を必要とする児童生徒とその保護者と困り感を共有し、どのような指導支援が適切なのかを、学校と保護者が協力して取組む。	総合学習センター 山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11- (2)	有	特別な支援を必要とする児童生徒への対応に係る研修会を年3回開催し、各小中学校教職員1名以上が参加した。通年をとおり、各学校において教育相談等を実施した。	相談内容に応じて他機関と情報共有を行い、包括的な支援につなげることができた。	今年度も特別な支援を必要とする児童生徒への対応に係る研修会を年3回開催する。研修で学んだ内容について、保護者との面談等の際に共通理解を図り、支援に生かしていく。
不登校未然防止と不登校児童生徒への支援・援助	各学校では、市教育相談員のみならず、別室学習指導員、スクールソーシャルワーカー、担任はもとより担任外などによる情報共有と校内体制の充実を図っており、一人一人のニーズに対応したきめ細やかな取組を進めている。また、「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインの策定を含め、適応教室「風」での指導の機会が得られない、あるいは困難な児童生徒がいることを踏まえ、民間のフリースクールなどを含む他機関との連携をより一層図っている。	学校教育課 山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11- (2)	有	(学校教育課) いじめ・不登校対応研修会や教育相談担当者研修会、生徒指導担当者研修会、市教育相談員研修会、スクールソーシャルワーカー研修会など、それぞれの立場に応じた対応が適切に行えるように研修会を実施できた。また、「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインの周知を管理職や生徒指導担当者に周知したことで、フリースクール等他機関と連携するなど、不登校児童生徒の積極的な評価につなげることができた。	(学校教育課) 今後、不登校未然防止と不登校児童生徒への支援・援助については、ますますフリースクール等関係機関との連携が必要となってくるため、現状の研修会実施と共に、学校と教育委員会とが関係機関の連携の在り方を考えていく必要がある。	(学校教育課) いじめ・不登校対応研修会や教育相談担当者研修会、生徒指導担当者研修会、市教育相談員研修会、スクールソーシャルワーカー研修会など、それぞれの立場に応じた対応が適切に行えるように研修会を実施する。また、「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインの周知を管理職や生徒指導担当者に周知し、フリースクールなど他機関と学校の一層の連携を図る。
縦割り班活動	異学年の児童の積極的な関わりをめざして、縦割り学年で班を編成し、遊びや清掃を含めた様々な活動を実施する。	学校教育課 山形市小学校校長会	11- (7)	有	(学校教育課) 市内各校の実態に応じて、縦割り班活動を展開し、異学年交流を通して、協力や思いやる心の育成に取り組むことができた。	(学校教育課) 縦割り班活動も含め、必要な異学年交流を各校で進めることができています。	(学校教育課) 市内各校の実態に応じて、縦割り班活動を展開し、異学年交流を通して、協力や思いやる心の育成に取り組む。
SNS学習	ネットマナーやSNSの光と影について学び、インターネットやSNSとの適切で健全な利用の仕方・つきあい方について学ぶ。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11- (6)	有	(小学校) 市内小学校で市教育委員会のICT担当指導主事に講師をお願いし、安全で安心なインターネット利用のための親子研修ネットモラル教室を3校で、全校PTA研修会を1校で、ICT支援員による情報モラル教室を12校でのべ73回開催している。また、長期休業前に、インターネットやSNSの健全な利用の仕方などについて、校長が終業式で話したり、生徒指導便りを発行したりしながら指導している。 (中学校) 校長会において、いじめ事案等に関する対応について情報交換を行った。	(小学校) PTAと連携しながら、インターネットやSNSとの適切で健全な利用の仕方・つきあい方について学ぶ機会をさらに充実させていく必要がある。 (中学校) 校長会において、情報交換を行い、各校の取組の充実を図った。各校では、警察署職員等の専門家による講話を行うなど、計画的に指導を行っている。	(小学校) PTA総会などでの保護者が学ぶ機会の確保 長期休業前の学級活動などでの子どもが学ぶ機会の確保 学校便りなどでの地域(祖父母も含む)が学ぶ機会の確保 (中学校) 定例会議において情報交換を実施。
個人面談・教育相談	いじめ調査アンケートへの対応期間と重ねるなどして、児童生徒との面談を実施し児童の話や悩みに耳を傾ける教育相談週間や保護者との個人面談期間を設けることで、児童生徒や家庭との信頼関係の構築、児童生徒理解の深化、家庭との連携強化を図る。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11- (2)	有	(小学校) どの学校も、5~6月と10~11月の年2回、児童と保護者へのいじめアンケート調査を行い、その時期に合わせて子どもとの面談を実施し、必要に応じて保護者にも連絡を取っている。また、保護者との個人面談の際に、学校での人との関わり方などを伝えた上で、子どもの発達・成長についての悩みを共有し、必要に応じて教育相談を行うなどして連携強化を図っている。 (中学校) 校長会において、いじめ事案等に関する対応について情報交換を行った。 警察や児童相談所等との関係者会議を行った。	(小学校) 児童生徒や家庭との信頼関係の構築、児童生徒理解の深化、家庭との連携強化を図ることができた。 (中学校) 校長会において、情報交換を行い、各校の取組の充実を図った。各校では、定期的なアンケート調査や面談を実施し、生徒に寄り添った対応に努めている。	(小学校) 年2回の児童と保護者へのいじめアンケート調査の実施 保護者との個人面談による子どもの発達・成長についての情報共有 (中学校) 必要に応じた教育相談の実施 (中学校) 定例会議において情報交換を実施。 関係者会議を年1回開催予定。
子ども相談窓口	弁護士による無料法律相談(電話)	山形県弁護士会	11- (2)	有	24件(県内)	相談対応を通じて支援を行うことができた。	通年で実施
専門外来	児童・思春期を対象に、専門外来を実施し、鑑別・治療を実施。こころの発達(自殺問題を含める)に関する相談を専門職が対応し早期発見を図る。※電話相談含む。	精神科医療機関専門外来 (若宮病院)	6- (5)	有	児童・思春期の方を対象とした専門外来を設置している。	相談や受診の希望が多く、十分に対応できない状況である。	令和6年度と同様
若者							
すこやか健診	自殺の要因の一つとして、健康問題がある。若い頃(20~39歳)から、健康状態を確認するとともに、健康に関する正しい知識に触れる機会を設ける。	健康増進課	11- (5)	有	受診者 549人	疾病の早期発見・早期治療のために、若年者(20歳から39歳の会社等で健康診査を受ける機会のない方)を対象に健康診査を実施し、健康状態を確認する機会を提供した。	令和6年度と同様、健診日程に従い通年実施する。

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
若年層を対象としたDV防止啓発事業	高校生、大学生を中心とした若年層に対して、各学校を通じた啓発リーフレットの配付や、学習施設、駅、大型商業施設など、多くの若年層が利用する施設にリーフレットを配置することで相談窓口を周知し、自殺防止を図る。	男女共同参画センター	11- (2)	有	各学校や学習施設、大型商業施設などに配付や設置を依頼し、5210部配布した。	計画のとおり実施	令和6年度と同様に実施予定
労働力確保推進事業	首都圏及び山形及び仙台を中心とした東北地方の大学に進学した学生を主な対象とした合同企業説明会の実施。	働きやすさ追求室	7- (3)	有	首都圏の大学に進学した学生を対象に、「やまがた合同企業説明会2026（東京会場）」の開催。（参加者57名） 仙台・山形の大学に進学した学生を対象に、「センダグイ・ヤマガタシゴト博」を仙台市で開催。（参加者104名）	行政及び関係機関と連携し、計画通りに実施した。	首都圏ならびに仙台市・山形市の大学に進学した学生を対象に、市内企業の魅力を知るための就職イベントを実施する。
学生相談	学生の学業、人間関係及び健康に関する悩みについて、学内教職員が相談に応じる。	山形県立保健医療大学	11- (2)	有	学生担任の教員を置くなどして、学生相談に対応している。	妥当に対処ができていると考えている。	通年で教員による学生相談をおこなう。
学外カウンセラーによる相談	学生の様々な心の悩みについて、臨床心理士の資格を持つ学外カウンセラーが相談に応じる。	山形県立保健医療大学	5- (3)	有	学外カウンセラーが、学生の相談に対応している。	妥当に対処ができていると考えている。	通年で学外カウンセラーによる対応も行う。
保健室での相談	通常の保健室としての業務に加え、特に学生から様々な心の悩み等について相談があれば、保健室職員がその相談に応じる。	山形県立保健医療大学	5- (3)	有	ハラスメント相談員として教職員以外にも学生相談員を置き、ハラスメントの防止に努めた。	妥当に対処ができていると考えている。	通年でハラスメント相談員を設置し、予防と対応に務める。
ハラスメント相談	あらゆるハラスメントによる人格に関わる不快または不適当な言動の発生防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における措置を行う。 ・ハラスメント相談員には教職員のほか、学生の相談員も配置。 ・毎年、教職員向けと学生向けのリーフレットを作成。	山形県立保健医療大学	5- (3)	有	ハラスメント相談員として教職員以外にも学生相談員を置き、ハラスメントの防止に努めた。	妥当に対処ができていると考えている。	通年でハラスメント相談員を設置し、予防と対応に務める。
フリースペース	不登校、ひきこもり、発達障がい者等の居場所	認定NPO法人発達支援研究センター	11- (5)	有	フリースペース参加者 のべ441人	不登校・ひきこもり・発達障がい等の子どもや若者が、居場所に参加するなかで、自己肯定感を育み、仲間のなかでほっとできる居場所を提供した。	参加者予定のべ600人
若者相談支援拠点	不登校、ひきこもり、高校中退等の困難を有する若者や家族への家庭訪問や来所相談。	認定NPO法人発達支援研究センター	11- (5)	有	相談者 のべ2,182人	山形県若者相談支援拠点を設置し、訪問相談、来所相談・出張相談会等を実施した。	相談者予定のべ2,100人
山形地域若者サポートステーション	15～49歳の方とその家族で、就職を目指している若年無職者を対象に、電話・メール・来所相談を行う。	株式会社セラフィム	11- (5)	有	無業の若者（15～49歳）とその保護者を中心に面談を行い、就労に向けた支援を行った。	行政及び関係機関団体のネットワークの強化及び相談者1人1人に寄り添った支援を行うことができた	令和7年度はキャリアバンク株式会社山形オフィスが受託

2) 働き盛り世代 ※重点的に取組む対象

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
SUKSK生活出前講座	市が提唱するSUKSK生活の推進に向けて、職員が地域や事業所等に出向いて出前講座を行うことで、働き盛り世代等の健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を目指す。	健康増進課	5- (2)	有	講座実施件数 12回 参加者数 407人	地域や事業所に出向くことで、幅広い世代に健康づくりを始めるきっかけを提供することができた。	令和6年度と同様、地域や事業所に出向き、健康講座を実施する。
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発推進事業	男女がともに働きやすい・働きがいのある職場環境の整備を促進するため、イクボス制度に関する啓発を図る。	男女共同参画センター	12- (1)	有	男性の家事・育児参画を目的とするイクメン・イクジイ講座を5回実施した。また、男性の育児休業、子の看護休暇等の取得促進をテーマとした企業出前講座を1社に実施した。	計画のとおり実施	男性の家事・育児参画を目的とするイクメン・イクジイ講座を年5回実施する。
職域でのメンタルヘルス教育について講師の派遣や人材の育成への協力	職域でのメンタルヘルス教育の実施について、講師の派遣に協力するとともに、人材の育成（産業保健師や関係者、市職員など）にも協力する。	山形県立保健医療大学	5- (1)	有	職域でのゲートキーパー研修について、講師派遣の要請のあった企業及び関係団体に向けて講師の派遣を行った。また、市内関係団体の求めに応じて、有職者のメンタルヘルスに関する資料を提供した。	妥当に対処ができていると考えている。	講師派遣の要請がある場合には対応する。
労働問題法律相談	弁護士による初回無料法律相談（面談）	山形県弁護士会	7- (5)	有	44件（県内）	相談対応を通じて支援を行うことができた。	通年で実施
事業場への周知	メンタルヘルス対策の指導、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の指導、過重労働による健康障害防止のための総合対策の指導についてのリーフレット配布等。	山形労働基準監督署	12- (2)	有	関係機関と連携し通年で実施する講習会・研修会等のあらゆる機会を通じて関係資料を配布し周知した。	取り組むべき内容等について多くの事業場に対して周知を図ることができた。	あらゆる機会を通じて事業場への周知及び指導を実施する。
事業場への指導	メンタルヘルス対策の指導を行う。	山形労働基準監督署	12- (2)	有	講習会・研修会等の集団指導や個別指導において必要に応じ指導を実施した。	取り組むべき内容等について多くの事業場に対して周知を図ることができた。	あらゆる機会を通じて事業場への周知及び指導を実施する。
事業場への指導	心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の指導を行う。	山形労働基準監督署	12- (2)	有	講習会・研修会等の集団指導や個別指導において必要に応じ指導を実施した。	取り組むべき内容等について多くの事業場に対して周知を図ることができた。	あらゆる機会を通じて事業場への周知及び指導を実施する。
事業場への指導	過重労働による健康障害防止のための総合対策の指導を行う。	山形労働基準監督署	12- (2)	有	講習会・研修会等の集団指導や個別指導において必要に応じ指導を実施した。	取り組むべき内容等について多くの事業場に対して周知を図ることができた。	あらゆる機会を通じて事業場への周知及び指導を実施する。

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
高ストレス者に対する面接指導	メンタルヘルス不調者やストレスチェックで高ストレス者と判定された者であって面接指導を希望する者は登録産業医の面接指導を受けることができる。この面接指導は診断を行うものではなく、ストレスに関連した心身の症状を確認の上で生活指導を行ったり、労働指導や職場との働き方の調整を行うものである。産業医は職場に対し意見書を作成し、労働時間管理や配置転換等のアドバイスを行うこともできる。	山形地域産業保健センター	12-(2)	有	相談に応じて3件	計画通り実施	相談があれば年間を通して対応
長時間労働者に対する面接指導	時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者を対象として、事業所からの情報提供に基づいて医師による面接指導を実施する。面接指導の実際は高ストレス者面接と同様。	山形地域産業保健センター	12-(2)	有	相談に応じて2件	計画通り実施	相談があれば年間を通して対応
ストレスチェック導入支援	ストレスチェック制度は義務化されているが、導入がスムーズにいかない事業所や、実施義務のない50人未満の事業所でも導入の希望がある場合に制度実施の支援・助言をする。具体的にはメンタルヘルス対策促進員が事業所を訪問する。	山形地域産業保健センター (産業保健総合支援センター事業)	12-(2)	無			
職場のメンタルヘルス対策推進	事業所の希望により、管理監督者、若年労働者等へのメンタルヘルス教育を実施するほか、メンタルヘルス対策促進員が職場のメンタルヘルス対策の相談にあたる。これらには一部助成金もある(労働者健康安全機構による制度)。	山形地域産業保健センター (産業保健総合支援センター事業)	12-(2)	無			

3) 高齢者 ※重点的に取組む対象

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族を支える認知症サポーターを養成する。	長寿支援課	2-(3)	有	開催回数：58回 延受講者数：1,428人	市役所大会議室を会場に年10回開催した他、地域の団体等からの依頼に応じて随時開催しR5年度に比較し実施回数・受講者数とも増加した。(R5：45回、1,179人)	市役所大会議室を会場に年10回開催するほか、地域の団体等からの依頼に応じて随時開催する。
認知症初期集中支援チーム	医療・介護の専門職が医療・介護サービスを受けていない認知症が疑われる人やその家族を訪問し、認知症の専門医等を含めた観察・評価を行う。本人や家族支援に対する初期の支援を集中的に行うことにより、関係専門機関に結びつけ自立した生活のサポートを行う。	長寿支援課	6-(1)	有	地域包括支援センターからの依頼により認知症初期集中支援チームが随時本人や家族支援に対する初期の支援を集中的に行った。 認知症初期集中支援チーム会議件数：36件	通年をとって相談・相談に応じ、専門機関等への受診支援、家族支援、関係機関等の連携を行うことができた。	通年実施
認知症地域支援推進員	認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターとともに医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。	長寿支援課	6-(1)	有	・認知症ケアパスの普及 居宅研修、民生委員児童委員等に説明の上配布した。 ・認知症カフェの相談・支援 通年をとって相談・支援に応じ、令和7年3月現在23か所で開催(内1か所は休止中)	認知症ケアパスの普及啓発、認知症カフェの継続支援と立ち上げ支援を行った。既存のチームオレンジの定着支援と新規のチームオレンジ立ち上げに向けた取組みを行うことができた。	通年実施
75歳、80歳節目アンケート	高齢者の心身や生活の状況を確認するためのアンケートを送付し、必要に応じ、個々に合わせた対応を行い要介護状態になることを予防するとともに、介護予防についての意識を普及啓発する。	長寿支援課	6-(6)	有	令和6年度に該当年齢を迎える方に対してアンケート等を実施した(対象人数：75歳3,640人、80歳2,260人)。	アンケート結果や電話・訪問での聞き取りから高齢者の生活機能状況が把握できたほか、支援が必要な高齢者に対し介護予防のアドバイスや地域包括支援センターに情報提供を行うことができた。	令和7年度に該当年齢を迎える方に対して実施する。
地区での介護予防講座	老人クラブやサロン等、地域からの依頼を受け、介護予防についての講話や体操等の実技を通して介護予防の普及啓発を図る。	長寿支援課	6-(6)	有	地域で介護予防活動を行っている団体に対し、講師を派遣した(派遣回数：49回、参加者：1,004名)。	地域の介護予防活動を行う団体を支援するとともに介護予防の啓発ができた。	通年実施
住民主体の通いの場(立上げ支援・継続支援)	地域の身近な場所に、住民が主体となり、週1回以上の運動を行う通いの場を立ち上げることで、高齢者が気軽に社会参加できる場となり、身体機能の維持向上を図る。また、地域でのコミュニケーションの場、閉じこもり予防、見守り支援、支え合いの体制を促進する。	長寿支援課	6-(6)	有	住民主体の通いの場に対し、立ち上げ・継続支援として講師を派遣した(派遣回数：49回、参加者：836名)。	通いの場の支援により、参加者の筋力の維持・向上のほか、外出する機会の創出や住民同士の地域づくりにもつながった。	通年実施
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリ専門職がサロン等で運動機能改善に向けた指導を実施したり、通所型、訪問型サービス利用終了者にリハビリ専門職等が訪問し、必要な助言を行う。	長寿支援課	6-(6)	有	総合事業(元気あつぷ教室)の利用終了者に対して、自宅にリハビリ専門職が訪問し、身体・生活機能の状態を確認した。(訪問回数：88回(人)) また、リハビリ専門職による「いきいき生活運動講座」を開催し、運動機能検査や運動指導を行った。 (開催回数：8回、参加人数：115名(実人数：33名))	リハビリ専門職によるフォローアップや運動講座により、身体・生活機能の維持につながった。また、状態が悪化した方については、必要な支援が提供されるよう、地域包括支援センターと連携した。	通年実施
山形市聴こえくっきり事業(再掲)	聴こえの大切さ、加齢性難聴、聴こえのフレイルに関する普及啓発から社会活動との関連などのデータ分析までをパッケージ化した医、学、産、官の多機関連携事業で、社会参加による効果的な介護予防、認知症予防をとって健康寿命の延伸を目指す。	長寿支援課	6-(6)	有	聴こえくっきり事業における普及啓発として、聞こえをテーマとした「耳からの健康講話」を開催した(開催回数：2回、参加者：72名)。 また、アプリを活用した聴こえのチェック(ヒアリングフレイルチェック)を開催した(開催回数：7回、参加者：159名)。	講話やチェックを通して、聴こえのフレイルの正しい理解について普及啓発ができた。	次の講座等を各8回開催する ・耳からの健康講話 ・聴こえのチェック
高齢者とその家族に対する総合相談支援	介護・生活支援などに関する相談に総合的に応じ、必要な支援の調整や助言、情報提供等を行う。	長寿支援課	7-(1)	有	通年で相談に応じ、年間5,544件対応した。	地域包括支援センターを設置し、電話や来所での相談に随時対応した。	通年実施
高齢者の権利擁護支援	高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用を促進する。	長寿支援課	7-(1)	有	(虐待対応)市高齢者虐待防止連絡協議会を1回、高齢者虐待対応多機関連携ワーキンググループを4回開催した。 (成年後見)市成年後見推進協議会を2回開催。 (共通)民生委員、福祉協力員等の関係機関へ周知啓発を行った。	いずれも関係機関、団体との情報共有により、連携強化が図られた。 ・会議を定期的に開催(R6と同回数)。 ・引き続き高齢者虐待防止や成年後見制度利用促進のための普及啓発を行う。	

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
認知症カフェ	認知症の本人や家族、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	長寿支援課	7-(10)	有	通年をとおして相談・支援に応じ、令和7年3月現在23か所で開催（内1か所は休止中）	認知症地域支援推進員が積極的に認知症カフェ継続の支援と新規立ち上げ支援を行った。	通年実施
介護者交流会等（その他）	介護者交流会等の開催。地域における高齢者の居場所づくり。	長寿支援課	7-(10)	有	交流会を年1回開催。	家族の介護を一時的に解放することで、介護者の心身のリフレッシュ、また、介護者同士の情報交換ができた。	交流会を年1回開催予定
地域包括支援センター	・総合相談支援 高齢者とその家族等の介護や生活支援などに関する相談に総合的に応じ、必要な支援の調整や情報提供等を行う。 ・高齢者の権利擁護支援 高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援。 ・介護者支援等 家族介護者交流会や地域における高齢者の居場所づくり等の支援。	長寿支援課 地域包括支援センター （長寿支援課委託事業）	7-(1)	有	通年で相談に応じ、年間5,544件対応した。	地域包括支援センターを設置し、電話や来所での相談に随時対応した。	通年実施
要介護認定調査	要介護認定を申請した者に、認定調査を実施する。認定調査時に担当のケアマネジャーが決まっていなかった場合は、地域包括支援センターの紹介を行う。	介護保険課	7-(1)	有	要介護認定を申請した者に、認定調査を実施した。認定調査時に担当のケアマネジャーが決まっていなかった場合は、地域包括支援センターの紹介を行った。（通年）	計画どおりに実施した。	取り組みを継続する。
介護に関する窓口相談	介護に関する相談をうける際に、本人やご家族の状況に応じて、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所とも連携しながら、必要な医療や介護等のサービスおよび生活サポート相談等につなぎ、高齢者の介護にかかる負担の軽減を図る（介護保険の申請や介護保険料の納付に関する相談等）。	介護保険課	7-(10)	有	介護に関する相談をうけた際に、本人やご家族の状況に応じて、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所とも連携しながら、必要な医療や介護等のサービスおよび生活サポート相談等につなぎ、高齢者の介護にかかる負担の軽減を図った。（通年）	計画どおりに実施した。	取り組みを継続する。
高齢者障害者支援センター	弁護士による初回無料法律相談（面談・出張相談は有料）。	山形県弁護士会	7-(5)	有	33件（県内）	相談対応を通じて支援を行うことができた。	通年で実施
4) 生活困窮者 ※重点的に取組む対象							
取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
母子生活支援施設入所措置	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	こども家庭センター	7-(14)	有	入所措置世帯 1世帯 入所措置人数 2人 （令和6年度末時点）	母子生活支援施設と連携しながら入所世帯への支援を行うことができた。	通年で相談対応を実施
母子父子寡婦福祉相談	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯等の様々な相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付や資格取得を目的とした給付金の申請等、具体的な支援を行う。	こども家庭支援課	7-(14)	有	母子家庭・寡婦相談 3,201件 父子家庭相談 141件	母子父子自立支援員2名により適切な支援を行うことができた。	通年で相談対応を実施
ひとり親家庭等医療費助成事務	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある男子であるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、医療費について助成を行う。	こども家庭支援課	7-(14)	有	受給対象者数 2,165人（1,054世帯） 年間受診件数 37,256件 支給額 114,235千円	審査支払機関や各保険者と連携しながら、受給対象者へ適正に助成を行うことができた。	・医療証更新手続（年1回） ・新規申請受付（随時）
多重債務者無料相談会の開催	国の多重債務者対策本部の「多重債務問題改善プログラム」に基づき設置された「山形県多重債務者対策協議会」の構成機関として、行政機関・金融機関・弁護士会・司法書士会等の関係機関・団体と連携を取りながら、総合的・効果的に多重債務問題の改善を図る。	消費生活センター	7-(2)	有	山形県多重債務者協議会が開催した「借金に関する無料法律相談会」を本センターにおいて1回開催 計3人	計画どおりに実施した。	開催案内があれば本センターにおいても実施する
生活保護受給者等就労自立促進事業	市役所にハローワーク職員による「ワークステップやまがた」を開設し、生活困窮者等に対し、福祉と就労の支援をワンストップで行う。来所された生活困窮者等がハローワークに出向くことなく、就労支援員による一貫した就労支援を受けることができる。	生活支援課	7-(13)	有	生活困窮者等に対し、国が行う無料職業紹介と本市が行う就労相談等を一体的に実施した。年間支援対象者数163人	ワンストップで支援を開始することができるため、生活困窮者等へ迅速かつ時を逃さない効果的な支援を行うことできた。	相談に応じて年間を通じて対応する。
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行う。	生活支援課	7-(13)	有	山形市社会福祉協議会と山形市役所に窓口を設置し、サービス提供・支援を実施した。年間相談件数747件	相談者の状態にあったプランを作成し、必要な支援やサービスの提供につながっている。	相談に応じて年間を通じて対応する。
生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金支給事業）	離職により住居を失った、又はその恐れの高い生活困窮者に対して、家賃相当の給付金を有期で支給し、住居と就労機会の確保への支援を行う。	生活支援課	7-(13)	有	支援対象者に対し、家賃相当分の「住居確保給付金」を支給し、住居と就労機会の確保に向けた支援を行った。年間支給決定件数31件	就労支援の一環として、意欲のある方への支援を適切に実施した。	相談に応じて年間を通じて対応する。
生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	生活困窮者の相談に応じ、家計表などを活用し、家計収支等に関する課題を分析し、家計状況の「見える化」と支援計画の作成を行い、モニタリングと出納管理の支援を実行し、相談者自らが家計の安定化を図り自立した生活の定着を送れるよう支援を行う。	生活支援課	7-(13)	有	家計に問題を感じている生活困窮者や生活保護受給者の家計管理を支援した。年間136人支援	個人では実践困難な家計管理や分析などが行われ、相談者の生活の改善や安定が図られた。	相談に応じて年間を通じて対応する。
生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	直ちに就職が困難な者に対して、日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促し、就労に結びつくとともに、最終的には自立できるように支援を行う。	生活支援課	7-(13)	有	概ね5ヶ月を一つの期間として前期後期制にて実施。事業対象者選定・支援を行い、年間19人支援	就労につながる支援のみならず、単身生活者や身寄りのない方の社会的な居場所づくりの場ともなっている。	相談があれば年間を通じて対応する

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	生活支援課	7- (13)	有	通年をととして通訳や生活相談に応じ、年間389件対応	医療機関を受診する場合や要介護認定の申請等正確な会話が必要とされる場合の通訳を行い、中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題点を踏まえ、最も適した支援について助言を行うことができた。	通訳依頼や相談があれば年間を通じて対応する
生活保護施行に関する事務	就労支援・健康管理支援・高齢者支援・資産調査など。	生活支援課	7- (13)	有	生活保護受給者に対する自立その他に向けた継続的な支援を実施した。	各受給者の需要に対する適切な支援を実施することができた。	通年実施する
生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助。	生活支援課	7- (13)	有	生活保護受給者の必要とする生活全般についての扶助を実施した。	国の基準に基づき適正に実施した。	通年実施する
要介護世帯への優先措置	市営住宅確保の支援。必要に応じて福祉部門との連携を図る。	住宅政策課	7- (13)	有	市営住宅入居において、要介護世帯への優先措置を設けることにより、住宅確保の支援を行う。	市営住宅入居において、これまでの要介護世帯への優先措置に加え、令和7年度から入居要件の緩和や対象範囲の拡大を図り、更なる住宅確保の支援を行うための整備を進めた。	市営住宅入居において、これまでの要介護世帯への優先措置に加え、入居要件の緩和や対象範囲の拡大を図り、更なる住宅確保の支援を行う。
税の賦課(軽減)	低所得世帯に対し、均等割、平等割の軽減(7割、5割、2割)措置(申請不要だが家庭内で未申告の者がいる場合は非該当)や非自発的失業者の前年の給与所得を30/100とみなして保険税を計算する措置(申請必要)がある。	国民健康保険課	7- (13)	有	7月に当初納税通知書を発送し、その後当該者が発生した場合は直近の月で決定通知又は変更通知を発送した。	当該者が発生した場合は、直近の月で適正に賦課した。	7月に当初納税通知書を発送。その後当該者が発生した場合は直近の月で決定通知又は変更通知を発送。
生活サポート相談窓口(再掲)	失業や離職、家庭環境、健康上の理由で経済的な不安や困りごとを感じている方の相談を受け、各関係機関と連携し、寄り添いながら自立支援を促進する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会(生活支援課委託事業)	7- (13)	有	生活困窮者を対象に、就労の支援の他自立に関する問題についての相談対応、課題把握、自立支援計画策定を行った。年間相談人数747人	きめ細やかなアセスメント(客観的評価・査定)を実施して相談者の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につながっている。	相談があれば年間を通じて対応する
職業相談	失業者等で就職を希望している方の職業相談を行う。	ハローワークやまがた	7- (3)	有	雇用保険基本手当受給者 決定件数 3875件 全員と職業相談を実施	ハローワーク紹介による雇用保険受給者の就職件数 1,537件	取組を継続
多重債務法律相談	弁護士による初回無料法律相談(面談)。借金その他の債務を原因とする自殺は多く見られ、法律相談や破産等の法的手続を通して借金問題を解決して自殺リスクの軽減を図る。	山形県弁護士会	7- (5)	有	482件(県内)	相談対応を通じて支援を行うことができた。	通年で実施
生活保護法律相談・自立相談支援事業	弁護士による初回無料法律相談(面談)	山形県弁護士会	7- (13)	有	4件(県内)	相談対応を通じて支援を行うことができた。	通年で実施
被保護者・生活困窮者就労準備支援事業	自殺リスクの高い無業者の就労を支援を行い、自殺対策につなげる。また、事業対象者は50代が多く、この世代を対象とした居場所が既存にはないため、居場所につながることで孤立を防ぎ、自殺を予防する。	認定NPO法人発達支援研究センター	7- (13)	有	参加者 被保護者のべ559人生活困窮者のべ27人	日常生活自立・社会生活自立・就労自立に向けた支援を、関係機関との連携をとりながら実施した。	参加者予定のべ1,000人

5) 女性

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
女性の思春期から更年期までの相談	助産師が女性の体の悩みを聞くことで、相談者の体に関する様々な不安や悩みを解消するための支援とする。	男女共同参画センター	13- (3)	有	通年で相談に応じ、年間32件対応。	計画のとおり実施	令和6年度と同様に実施
女性相談	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性相談員を配置し、DV等の様々な困難を抱える女性相談に応じ、関係機関と連携した支援を行う。	こども家庭支援課	13- (3)	有	女性相談件数 62人 163件 うちDV相談 50人 92件	女性相談員2名を配置し、相談、助言等を行い、必要時は他機関と連携して支援を進めた。	女性相談員2名を配置し、通年を通して支援を実施する。
女性の健康相談事業	専門機関への相談は数居が高いと感じる対象者もいる中で、生活に身近な機関が相談の受け皿になることにより、相談支援を通じて不安や孤立感を軽減し、メンタル不調等の自殺リスクの軽減を図る。	母子保健課	13- (3)	有	相談件数 7件	計画通りに実施した。	継続

6) ひきこもり

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
ひきこもり相談	ひきこもり者だけではなく、ひきこもり者を抱える家族は出口が見えない関わりで疲弊し、悩むことが多い。問題の深刻化を防ぐため、ひきこもり者やその家族の相談支援を行う。	精神保健・感染症対策室	7- (11)	有	医師による相談年12回実施(実23件、延30件) 職員による相談随時(電話239件、面接31件、家庭訪問延べ28件)	医師や職員によるひきこもり相談を実施し、ひきこもり状態に悩む家族や本人の支援をおこなうことができた。	月1回、医師によるひきこもり相談を開催。職員による相談は随時対応。
ななかまど(ひきこもり家族交流会) 【R6~統合し、ななかまどの会(家族向けひきこもり学習会)】	ひきこもり者を抱える家族が、ひきこもりについての正しい情報を収集・共有し、交流できる機会を提供する。	精神保健・感染症対策室	7- (11)	有	令和6年度より会を統合して「ななかまどの会(家族向けひきこもり学習会)」として実施。	ひきこもり支援に関連した関係機関や医療機関と連携し、家族向けに学習の場を提供することができた。	前年度に引き続き、会を統合して「ななかまどの会(家族向けひきこもり学習会)」を実施。
一步一步の会(家族向けひきこもり学習会) 【R6~統合し、ななかまどの会(家族向けひきこもり学習会)】	ひきこもり者を抱える家族が、精神科医師等による講話等を通して、ひきこもりについての正しい知識や対応方法を学ぶ。	精神保健・感染症対策室	7- (11)	有	外部講師による学習と家族交流の場を年5回開催。		前年度に引き続き、会を統合して「ななかまどの会(家族向けひきこもり学習会)」を実施。年4回開催予定。

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
孤独・孤立対策事業	ひきこもりを始めとする様々な問題の深刻化を予防するため、官民が連携した「山形市つながりよりそいプラットフォーム」を設置し、孤独・孤立対策を検討していく。自殺の要因ともなりうる、望まない孤立が深刻化し、問題が顕在化してしまうと、その解決には本人や家族、支援者等の負担が大きくなる。そうした状態になる前に予防的アプローチとして「つながりよりそいチャット」による相談支援体制を整備する。	地域共生社会課	7-(11)	有	・「山形市つながりよりそいプラットフォーム」を6回開催した。 ・R6.7より「つながりよりそいチャット」の運用を開始し、9,979件の相談を受けた	計画通りに実施した。	継続
ひきこもり相談支援事業	対人関係や行動等に問題を持つひきこもりの人々に対して、小集団活動を行う。	山形県精神保健福祉センター	7-(11)	有	小集団活動は週1回開催。4人の利用があり、継続的な利用は3名だった。毎週の活動時間では個別の活動とグループ活動を設定。季節行事ではメンバーの希望を取り入れ、外出や調理等の活動を行う。必要に応じ、職員による個別面談の時間も設定した。	利用者は、外出や対人交流に慣れる目的で参加している。今後は、社会適応を支えるための取り組みを関係機関等とのつながりも含めて検討していく必要がある。	週1回開催を継続実施
ひきこもり生活者支援事業	ひきこもり状態にある方々に対し包括的な支援につなげるため、「ひきこもり相談支援員」を1名配置し、アウトリーチ等の実施や社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (地域共生社会課委託事業)	7-(11)	有	・山形市ひきこもり支援検討会を1回開催した。 ・ひきこもり相談支援員による支援を継続し、新規相談件数は22件であった	計画通りに実施した。	継続

7) がん患者・慢性疾患患者等

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
難病支援	難病患者とその家族の中には、日常生活上で様々な困難や問題に直面し不安を抱えることが多い。そのため必要に応じ、利用可能な制度や手当等を紹介し、また難病疾患センターを含む各関係機関と連携する。	健康増進課	6-(8)	有	訪問実件数13件(延件数15件) 電話相談実件数46件(延件数50件) 窓口相談実件数24件	訪問や電話相談を通して、療養支援や必要に応じてサービス等の情報提供を行うことができた。	令和6年度と同様、訪問や電話等で支援を行っていく。
がん検診	がん検診により、がんに関する正しい知識の普及啓発を行う。	健康増進課	6-(8)	有	受診者数 胃がん(バリウム):11,591人 胃がん(内視鏡):1,028人 大腸がん:22,068人 肺がん:23,211人 子宮頸がん:5,810人(うち21歳無料クーポン88人) 子宮頸がん・体がん:83人 乳がん:5,687人(うち41歳無料クーポン197人) 前立腺がん:4,615人(うち61歳無料クーポン358人)	疾病の早期発見・早期治療のために40歳以上(子宮がん検診については20歳以上)を対象にがん検診を実施した。	令和6年度と同様、健診日程に従い通年実施する。
がん患者医療用ウィッグ・乳房補整具購入費助成事業	がん患者は、治療に伴う外見上の悩みだけでなく、身体的、心理的、経済的、社会的な悩みや不安を抱えていることも多い。こうした悩みが深刻化することにより、自殺リスクを高める可能性があるため、必要に応じて適切な支援先に繋ぐ。	健康増進課	6-(8)	有	支給件数 延べ121件 (ウィッグ:90件、乳房補整具:31件) 支給金額 1,957,473円	医療用ウィッグ及び乳房補整具の購入費助成を通して、がん患者の治療と就労の両立、療養生活の質の向上に向け、がんの治療に伴う外見の悩みに対する支援を行った。	令和6年度と同様の支援を継続すると共に、相談を受けた際には必要に応じ適切な機関に繋いでいく。
がん相談(がん相談支援センター)	がん診療に関する様々な相談に対応しているが、がん患者の不安やつらさをしっかり受け止め、それらを軽減するためにどうしたら良いかを一緒に考える。	済生館	6-(8)	有	・緩和ケア部会1回/月開催時に報告 ・通年を通して相談に対応。年間895件対応 ・県がん相談研修会への参加 ・東北がん相談研修会への参加	会議において情報共有や意見交換を行った。相談内容に応じて他部門と情報共有し支援につなげることができた。	・緩和ケア部会1回/月開催 ・通年を通して相談に対応する ・県がん相談研修会への参加 ・東北がん相談研修会への参加
相談支援	慢性的な疾患を抱える患者等に対する相談支援の充実を行う。	山形市薬剤師会	7-(1)	有	薬剤師を対象とした循環器疾患等に係る研修会を計6回開催した。	勤務先での業務の質向上になったと思われる。	令和6年度同様、研修会を開催する。

8) 災害被災者

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
県外避難者支援事業	東日本大震災の発生から年数が経過し、長期の避難生活を余儀なくされている世帯に対し、交流機会を提供し、情報交換を行うことで避難生活での不安やストレスの軽減、孤立の予防を図る。 (1) 山形市避難者交流支援センターの設置、運営 (2) 避難者への情報提供 (3) 避難者向け交流会の実施 (4) 各種団体との連携	防災対策課	5-(4)	有	・避難者交流支援センター開設日数 299日 ・避難者におしらせを郵送 月1回 ・様々な講座を実施(講座内容:こどもday!、浜通り交流会、クラフトカフェなど、47回のべ参加者311人) ・来所や電話にて傾聴を実施し、必要に応じて関係機関につないで支援を実施した。	計画通り実施した。	取り組みを継続する。
震災避難者健診	震災による避難者の方には、家族や住み慣れた地域の喪失、生活環境の変化により様々なストレスを感じ、自殺リスクを抱えた方も少なくない。避難者健診において健康状態を確認するとともに、相談や支援を行う。	健康増進課	5-(4)	有	受診者数:延べ人数5人(実人数2人) 大腸がん検診 1人 肺がん検診 1人 子宮がん検診 1人 乳がん検診 2人	震災による避難者のうち、住民票が市外にある方を対象に、疾病の早期発見・早期治療のためにかん検診を実施した。	令和6年度と同様に対象者へ健診の案内を行い、希望者に対して検診を実施する。

(2) 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
精神福祉制度説明会	2か月に1回開催。「精神障がい者福祉制度のしおり」を用い、相談先や給付制度等について説明を行い、希望者には終了後に個別相談に応じる。	障がい福祉課	6-(1)	有	精神障がい者保健福祉手帳所持者や自立支援医療(精神通院医療)受給者、その他希望する方を対象に、「精神障がい者福祉制度利用のしおり」を用いて制度や相談先の説明を年6回実施した。	全6回で合計50名の参加があり、説明会終了後に合計22名の個別相談に応じた。	対象者への支援のため、取組を継続して実施する。

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
精神障害者手帳の申請	手帳の交付申請受付、県への進達、交付を行う（同手帳の認定及び交付決定は県が行う）。各種の障がい福祉サービス等を利用するために必要。	障がい福祉課	6-(1)	有	令和6年度の精神障がい者保健福祉手帳に係る山形県への進達件数：1459件	精神障がい者保健福祉手帳の申請を受理し、山形県への進達や申請者への交付を行うとともに、手帳申請に係る相談に応じた。	継続して取組を実施する。
障がい者虐待防止事業	虐待については、精神的問題、経済的問題、高齢等といった背景があることが多いため、虐待対応を通じてその世帯全体の問題を把握し、適切な支援先に繋ぐ。	障がい福祉課	6-(1)	有	令和6年度の障がい者虐待通報件数：19件	障がい者虐待に係る通報や相談を受け付け、障がい者の保護や障がい者及び家族等の支援を行った。	継続して取組を実施する。
精神保健福祉相談	精神障がい等を抱える相談者、その家族などが対象となる。早期治療や再発の予防、社会復帰の促進をめざし、地域住民の精神的健康の保持増進を図る。	精神保健・感染症対策室	6-(1)	有	医師による相談年9回実施（実20件、延20件） 職員による相談随時（電話2,045件、所内面接96件、所外面接56件、家庭訪問延べ121件）	精神障がい等を抱える相談者やその家族に対し、早期治療や再発の予防、社会復帰の促進について支援することができた。	月1回、医師による精神保健福祉相談を開催。職員による相談は随時対応。
精神障害者の退院後支援	措置入院患者等の支援対象者が、退院後に地域の中で自分らしい生活を安心して送ることができるよう、必要な医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにする。	精神保健・感染症対策室	6-(1)	有	支援対象者23件、うち退院後支援要判定5件（要判定の内訳：支援中1件、支援終了3件、同意なし1件 ※R7.3.31時点）	退院後支援計画を作成し、関係機関と連携して支援を実施することができた。	入院先医療機関から退院後支援の要判定があり、本人の支援同意が得られた場合、「退院後支援計画」を作成して個別支援を実施。該当ケースがあれば都度対応。
医療全般に関する専門的助言	保健・医療・福祉・民間団体等からの依頼を受け、各種会議や事例検討会等に出席し、医療全般に関する専門的助言を行う。	山形市医師会	6-(1)	有	計画通り実施した	計画通り実施した	取組を継続
うつ病の早期発見、早期治療への対応	うつ病患者を早期に治療につなげるため、専門機関を紹介する。	山形市医師会	6-(6)	有	計画通り実施した	計画通り実施した	取組を継続
自殺予防活動	産業医、学校医、施設の嘱託医等としての活動を通じて、医学的見地から、自殺予防活動を展開している。事業所や事業主からの依頼を受け、産業医によるメンタルヘルス対策を実施。	山形市医師会	6-(7)	有	計画通り実施した	計画通り実施した	取組を継続
受診相談	救急受診、入院対応を実施。内容によっては各相談機関との継続的に支援が出来るよう連携を図る。	精神科医療機関（若宮病院）	6-(1)	有	精神科救急に積極的に取り組んでいる。	山形県精神科救急医療システムの当番病院として参加している。	令和6年度と同様
専門外来	相談、受診、スクリーニングを実施し必要な場合多職種で支援し、外部相談機関とも連携して支援する。	精神科医療機関（若宮病院）	6-(6)	有	うつ病、うつ状態に対しての専門外来を設けている。	個人や関係機関からの要請に応じて可能な限り対応しているが、お待ちいただくことも多い。	令和6年度と同様
専門外来	薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存の専門医療機関として相談支援、受診対応、またデイケア・訪問看護を用いて地域生活を継続的に支援する。	精神科医療機関（若宮病院）	6-(7)	有	アルコールも含めた薬物依存やギャンブル依存症等に対して、支援、対応している。	個人や関係機関からの要請があればほぼ断ることはなく対応しているが、緊急性が低い時は待ちいただくことも多い。	令和6年度と同様
各種相談事業	心の健康相談、思春期保健相談、依存症相談、自死遺族相談、ひきこもり相談。	山形県精神保健福祉センター	6-(7)	有	各種相談は電話は随時対応しているが、来所相談は予約制とし、十分な時間を確保して相談に対応している。	所内での検討会を定期的に開催し、専門の医師等から助言を得ながら対応している。	継続実施
依存症関連問題対策事業	依存症学習会、アルコール家族ミーティングの開催。	山形県精神保健福祉センター	6-(7)	有	依存症専門医療機関と連携し各種事業を展開。依存症個別相談会：延15件。家族学習会は延76名参加。研修会は延78名参加。	依存症の家族は疲弊していることが多く、家族や支援者が対応について学ぶ機会へのニーズは高い。通年通して一定数の参加がある。本人の来所に繋がるケースも見受けられるが、行動変容には息の長い支援が必要である。	継続実施

（3）健康・生活・経済・仕事に関する支援の充実

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
健康増進計画策定推進事業	健康増進計画「山形市健康づくり21」を策定し、各課で推進に取組む。	健康増進課	5-(2)	有	健康づくり計画「山形市健康プラン2035」の策定	更なる健康寿命の延伸に向け、国による「健康日本21」等の基本的な方向や山形市のこれまでの取組のほか、バックキャストによる視点を踏まえて検証し、新たな健康づくり計画を策定した。	関係課と連携し、計画の推進を図る。
健康づくり運動普及推進協議会の育成	山形市健康づくり運動普及推進協議会の活動を支援し、健康づくりのための運動普及を通じ、市民の日常の中に運動習慣を効果的に推進する。	健康増進課	5-(2)	有	会員 146人 ウォーキングイベント 5回 参加者数 197人	ウォーキングイベントを開催することで、歩くことを取り入れた健康づくりを促進することができた。	令和6年度同様、年5回ウォーキングイベントを開催予定。
食生活改善推進協議会の育成	山形市食生活改善推進協議会の活動支援を通して、会員同士の交流を図る。地区での料理講習会や健康まつり等において、会員や地域住民の社会参加を創出し、自殺対策を図る。	健康増進課	5-(2)	有	地区での料理講習会 101回 参加者 1,412人 健康まつり 28回 参加者 8,847人	地区での料理講習会や健康まつりを通して、会員や地域住民の社会参加を創出することができた。	年4回の地区への伝達講習の他、各地区での健康まつりを実施予定。
SUKSK生活推進事業	健康ポイント事業等を通じて、食事（S）、運動（U）、休養（K）、社会（S）、禁煙・受動喫煙防止（K）のSUKSK生活を推進する。	健康増進課	5-(2)	有	健康ポイント事業SUKSK令和6年度新規登録者数3,395人	健康ポイント事業SUKSKに参加していただくことで、市民の社会参加や健康増進の機会を創出することができた。	令和6年度と同様に事業を継続していく予定。
SUKSK生活普及啓発事業（R6～SUKSK生活推進事業に統合）	食事（S）、運動（U）、休養（K）、社会（S）、禁煙・受動喫煙防止（K）のSUKSK生活の推進と、保健所シンクタンクにより健康データ分析に取り組んでいる「歯周病」、「減塩」、「腹部肥満」、「フレイル」について、チラシやポスター等により普及啓発に取り組む。	健康増進課	5-(2)	有			

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
健康教育・健康相談	自殺の要因の一つとして健康問題がある。健康教育や健康相談を通して、健康に関する正しい知識の普及啓発を行い、自殺リスクの軽減を図る。また、健康相談の場で心理的な悩みや不安の訴えがあった場合には、必要に応じて適切な支援先に繋ぐ。	健康増進課	7-(1)	有	健康教育 20回 999人 健康相談 1,022人	正しい知識の普及啓発を行うとともに、個別の悩みや不安を聴取し心身ともに健康な状態を目指すよう支援した。	令和6年度と同様、各担当係で健康教育・健康相談の場の企画及び、必要時外部からの依頼を受け実施する。
特定感染症検査等事業	性感染症の背景には、性に関する深刻な問題を抱えていることが多く、自殺のリスクが発生しやすい。相談や検査を通して、正しい知識の普及や支援を行い、自殺リスクの軽減を図る。	精神保健・感染症対策室	7-(1)	有	性感染症検査数106件、うち相談対応件数18件	希望者に対し検査を実施しつつ相談対応も行き、適宜受診行動につなげることができた。	月に2回、最大7名/回を受け入れ、検査・相談対応を実施。
重複多剤服薬対策（国保保健事業）	重複または多剤服薬者に対して、適正な医療受診と服薬についての指導とともに対象者が抱える生活や健康の問題解決について訪問等により支援する。対象者の中には服薬に関する問題を抱える者も多く、特に精神系の薬の多剤、重複が多い。心の相談や家庭内の相談など受けることもあることから、指導、相談や支援を行う。	国民健康保険課 健康増進課	7-(1)	有	勧奨通知発送数：31人 電話指導数（再掲）：11人 訪問指導数（再掲）：5人	対象者が抱える生活や健康、病気についての悩みを聞きながら、状況が改善するように支援を行った。	令和6年度と同様の事業を実施予定
生活習慣病重症化予防（国保保健事業）	特定健診受診後の医療機関への受診勧奨と生活習慣病の予防に関することについて、訪問等により保健指導を行う。指導の中で、日常生活の悩みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談や支援を行う。	国民健康保険課 健康増進課	7-(1)	有	勧奨通知発送数：1,625人 電話指導数（再）：153人 窓口指導数（再）：2人 訪問指導数（再）：237人（うち指導151人、不在86人）	受診状況の確認を行いつつ、身体状況を含めた健診受診や通院に関する悩みについて助言を行った。	令和6年度と同様の事業を実施予定
糖尿病治療中断者に対する受診勧奨（国保保健事業）	糖尿病の治療を中断していると思われる者に対して、医療機関への再受診を促し、糖尿病の重症化を防ぐ。指導の中で、日常生活の悩みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談を行う。	国民健康保険課 健康増進課	7-(1)	有	勧奨通知発送数：66人 電話指導数（再掲）：7人 訪問指導数（再掲）：12人	中断に至った経緯や理由を聞きながら、指導・相談を行った。	令和6年度と同様の事業を実施予定
保険給付相談	自傷行為や自殺未遂行為による傷病に対する保険給付相談受付時に、本人もしくは家族の精神状態を察知し、適切な機関につなげる。	国民健康保険課	7-(1)	有	第三者行為による傷病届等において、原因が自傷行為や自殺未遂行為によるものについて相談に応じた。	保険給付相談受付時に「#いのちSOS山形市」等の紹介を想定したが、本人及び家族等からの希望なし。	自傷行為や自殺未遂行為による傷病に対する保険給付相談受付時に、本人もしくは家族の精神状態を察知し、適切な機関につなげる。
ふれあいバス事業	地域福祉の向上を目的として福祉バスを運行しており、福祉目的の利用に供することにより、福祉に対する理解や意識を高める。	地域共生社会課	5-(2)	有	通年実施事業。201団体、延べ3,988人の利用があった。	地域福祉の向上を目的として研修場所への送迎、高齢者の外出支援、保育園等の園外保育等、積極的なバスの利用により福祉に対する理解・意識の向上につながった。	引き続き取組内容のとおり実施する。
福祉の地域づくり推進事業費補助金	地域福祉活動のための事業に補助を行うことで地域住民の主体的かつ継続的な福祉活動を支援する。	地域共生社会課	5-(2)	有	通年実施事業。市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の事業を支援することにより、福祉課題の早期発見や見守り体制の充実を図った。	地区社協役員、民生委員、福祉協力員等が中心となり、地域住民の主体的な福祉活動が実施された。	引き続き取組内容のとおり実施する。
ごみ出し支援事業	自らごみを集積所に出すことが困難な高齢者、障がい者のごみ出しを、地域の協力者又は、自宅前戸別収集により支援する。	循環型社会推進課	5-(2)	有	・令和6年度新規支援対象者 約170件 ・年間支援対象者 約600件	・相談内容に応じてケアマネージャーや包括支援センターと情報共有を行い支援を行うことができた。	令和7年度版「介護保険と高齢者保健福祉のしおり・手引き」にて周知
男女共同参画センター学習事業	DV防止講座など、男女共同参画に関わる講座を行い、男女共同参画社会の実現の推進を図る。	男女共同参画センター	7-(1)	有	DV防止講座など、男女共同参画に関わる講座を年間17回実施した。	計画のとおり実施	令和6年度と同様に実施
配偶者暴力（DV）防止関連事業	DV等被害者からの相談に対し、必要な助言や制度の紹介、関係機関との連携により対応し、DV等被害者を支援する。DV対策庁内連絡会議を設置し市の関連各課と連携してDV防止と被害者支援・保護を行う。また、DV防止啓発を行い、DVの防止と相談機関等の周知を行う。	男女共同参画センター	7-(1)	有	DV等被害者からの相談対応を随時行った。 6月にDV対策庁内連絡会議を開催した。 随時、DV防止パンフレット等を配布するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市管理職によるパープルリボンの着用やDV防止啓発パネル展示（11月18日～11月22日）を行った。	計画のとおり実施	令和6年度と同様に実施 DV対策庁内会議は6月に開催予定
一般相談	カウンセラーが心の悩みを聞くことで、相談者が日常生活で抱える様々な不安や悩みを自ら解消するための支援とする。	男女共同参画センター	7-(1)	有	女性カウンセラーによる相談を開館日毎日（週27時間）実施し、年間523件対応。	計画のとおり実施	令和6年度と同様に実施
法律相談	債務問題、人権問題など、自殺防止に係ることを含めた法律に関する問題について、弁護士による相談の機会を提供する。	男女共同参画センター	7-(5)	有	弁護士による相談を月3回（1回の相談につき最大4件）実施し、年間129件対応。	計画のとおり実施	令和6年度と同様に実施
市民相談事務	市の行政に関する相談、生活上の相談及び法的な相談等多岐にわたる分野で関係機関と連携しながら対応する。また、窓口に、他機関で実施している相談窓口のパンフレットや各種啓発用のチラシ・ポスターを設置し、市民に対し相談に関する情報の周知啓発を図る。	市民相談課	7-(1)	有	計画通り実施した。	計画通り実施した。	取り組みを継続する。
金融対策事業	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。	産業政策課	7-(4)	有	年度を通して82件の融資の認定を行うとともに、336件の保証料補給を行った。	金融機関や山形県信用保証協会と連携し、中小企業者に必要な支援を行うことができた。	市内中小企業の経営の安定等に向け、市が金融機関に融資原資の一部を預託することによる低利の制度融資を用意する。 信用保証制度を利用した中小企業者に対する保証料の一部を補給する。

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和6年度の事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
障がいに関する相談対応業務	各種障がいに関する相談や各種申請等に随時対応する（障がい福祉課窓口及び委託した相談支援事業所において実施）。	障がい福祉課	7-(1)	有	市内6事業所相談件数 35,142件	市内6ヶ所の事業所に相談支援事業を委託し、障がい者等からの相談に応じた。また、障がい福祉課窓口において随時相談に応じた。	継続して取組を実施する。
外国人相談窓口	市役所での手続きや日常の悩みの相談及び日本語教育等の情報提供を行う一般相談と、行政書士と多言語対応可能な相談員を配置し法律相談への対応をする専門相談の窓口を開設し、在住外国人の支援を行う。	国際交流センター	7-(1)	有	一般相談窓口 相談者数69名、相談件数71件 専門相談窓口 相談者数22名、相談件数22件 合計 相談者数91名、相談件数93件	山形県行政書士会と共に毎月の専門相談窓口を開催すると共に、年度末には意見交換会を行い次年度へ向けた改善点の洗い出し等を行った。	下記のとおり、一般相談及び専門相談窓口の運営を実施する 一般相談：国際交流センター開館日 9:30～18:00 国際交流員（英語・韓国語・中国語）を配置 専門相談：毎月第1・3水曜日 11:00～15:00 山形県行政書士会所属の行政書士2名 相談員（英語・韓国語・中国語）を配置（ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、ネパール語は要予約で対応）
医療福祉相談（医療相談室）	疾病に関する質問、生活上や入院上の不安や困りごとについて相談を受ける。	済生館	7-(1)	有	必要に応じ、他部署や他機関と連携し、包括的な支援を行った。	通年を通して相談に応じ、年間3168件対応した。	相談があれば、年間を通して対応する。
虐待（疑い）患者への支援（医療相談室）	虐待（精神的、身体的、性的、ネグレクト、経済的）、または虐待の疑いがある患者が受診した場合、必要時に経過観察入院とする。入院後、事実関係を調査・確認し、児童・高齢者・障害者・DV等の関係機関へ通報・相談する。	済生館	7-(1)	有	必要に応じ、他部署や他機関と連携し、包括的な支援を行った。	通年を通して相談に応じ、年間61件対応した。	相談があれば、年間を通して対応する。
消費生活法律相談の実施	山形県弁護士会の協力を得て、専門家による法律相談を実施し消費者保護を推進する。	消費生活センター	7-(5)	有	毎月1回弁護士相談会の実施 計19人	計画どおりに実施した。	毎月1回開催
消費生活相談事務	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて、専門の消費生活相談員が公正な立場で相談を受け付け、解決に向けた支援を行う。	消費生活センター	7-(1)	有	消費生活専門相談員による消費生活相談を実施 令和6年度相談件数 1850件	計画どおりに実施した。	年間を通して対応する
応急手当感謝カードの配布	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、応急手当実施後に身体及び精神的不安を感じた場合の相談窓口を記載した「応急手当感謝カード」を配布する。	消防本部	7-(1)	有	令和6年度配布枚数45枚。 （参考：令和5年度配布枚数 25枚）	令和6年度の心肺停止傷病者に対する一般市民の応急手当実施者数は194人、実施率は68.1%となっている。昨年度、協力者からの相談連絡は受けていないが、協力者の身体的及び精神的不安に対するケアは非常に重要であることから、引き続きより多くの市民に対する配布を目指していく。	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、「応急手当感謝カード」を配布し、応急手当実施後に身体及び精神的不安を感じた場合の窓口として、市民の相談に対応する。
求職者カウンセリングコーナーの設置	臨床心理士や公認心理士によるカウンセリングを行う。	ハローワークやまがた	7-(1)	有	公認心理師による心理カウンセリングを毎週1回実施	年間相談件数 143件	取組を継続
自殺予防のための電話相談	悩みを抱え孤立している方々の電話相談実施（無料）。	山形いのちの電話	7-(1)	有	2024年1月～12月の受信件数 8,109件	安心・安全に活動できる環境を整えたい。	電話相談時間 13:00～22:00 年中無休
相談支援	療育が必要な児童や障がいのある方へのサービス等利用計画の作成や、各種相談対応を行う。	委託相談支援事業所（障がい福祉課委託事業）	7-(1)	有	市内6事業所相談件数 35,142件	市内6ヶ所の事業所に相談支援事業を委託し、障がい者等からの相談に応じた。	継続して取組を実施する。
心理相談	発達や心の相談、動作法、言語訓練等。	認定NPO法人発達支援研究センター	7-(1)	有	相談者 のべ131人	相談依頼に添って、主訴を選ばずに相談にのった。	相談者予定のべ150人
企業支援	管内商工業者のための支援事業として、経営、金融、税務等の相談に応じ、特に金融面では資金の斡旋も行っている。	山形商工会議所	7-(1)	有	該当する相談がなかった	—	令和6年度と同様
定期窓口相談・専門家派遣事業	弁護士をはじめ各種専門家を委嘱し、管内商工業者の相談に応じる。	山形商工会議所	7-(1)	有	該当する相談がなかった	—	令和6年度と同様
ふれあい総合相談所	暮らしの中の様々な悩みや心配事、家族問題、人間関係などの困りごと相談に応じる。月に数回、弁護士や税理士、人権擁護員による専門職相談も実施。社協内相談業務との連携も図る。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	7-(1)	有	令和6年度は毎月第3木曜日に人権相談（山形人権擁護委員会）、毎週金曜日に法律相談（山形県弁護士会）を実施し、専門家による相談対応を行った。また、障がい児者生活相談、権利擁護に関する相談、家計等の不安や経済的な相談など、社協内相談業務と連携し、問題解決に向けて対応している。 人権・法律に関する相談は年間56件であった。	法律相談については各回定員以上の相談を受け付けている。定員を超えた場合にも他の相談手段を紹介するなどして必要な相談機会の確保につなげられている。	総合相談所として、間口の広い相談窓口を令和7年度も継続して設置する。
福祉サービス利用援助事業	1市2町を担当する基幹的社協。福祉サービスの利用がわからない、お金の引き落としや支払いがうまくできないなど、日常生活に不安を持っている高齢者や障がいのある方を支援する事業として利用者の権利を擁護するために、民生委員児童委員や福祉関係者、病院、行政等と連携し生活を支援する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	7-(1)	有	通年を通して相談に応じ、年間1,921件対応。令和6年度新規契約者24名。	行政・各福祉関係機関と密に連携を回りながら事業を行う事が出来た。	相談があれば年間を通して対応する。

取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
医療福祉相談窓口	経済的困窮者や、退院後の療養生活について心配な患者へ、ソーシャルワーカーや看護師が相談を行う。	総合病院医療機関相談室 (山形県精神保健福祉士協会)	7-(1)	有	(山形大学医学部附属病院) 通年を通して相談に応じ、年間28,249件の面談、電話相談、カンファレンスを行った。そのうち精神科は2,685件の対応を年間を通して行った。	(山形大学医学部附属病院) 相談内容に応じて関係機関と連携し、支援を行った。	(山形大学医学部附属病院) 相談があれば、年間を通して適宜対応する。
くらしとこころの相談会	弁護士及び保健師による無料法律相談(電話・面談)を実施する。※年2回実施。	山形県弁護士会	7-(5)	有	33件(県内)	相談対応を通じて支援を行うことができた。	年2回実施予定
(4) 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制の構築							
取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
我が事・丸ごと地域づくり推進事業 (再掲)	集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる活動拠点を設置。活動拠点において、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を構築する取組を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (地域共生社会課委託事業)	7-(1)	有	通年実施事業。新規実施拠点を2拠点で見込んでいたが、新規実施拠点の立ち上げ実績が0拠点であった。継続拠点においては取組内容のとおり実施した。(21地区23拠点)	未開設地区に拠点立ち上げの働きかけを行ったが、地区の諸般の事情により立ち上げに至らなかった。	新規実施拠点立ち上げは1拠点、継続拠点においては取組内容のとおり実施する。
福祉まるごと支援事業	包括的な相談支援体制を構築するとともに、アウトリーチ等による継続的な支援によって本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置き、潜在的な相談者や支援が届いていない人に支援を届ける。 既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (地域共生社会課委託事業)	7-(1)	有	「多機関協働事業」「参加支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を一体的に行う福祉まるごと支援事業を実施し、多機関協働事業を主に行う多機関コーディネーター3名と参加支援事業及びアウトリーチ事業を主に行う福祉まるごと相談員2名が支援関係機関と連携を図りながら290件の新規相談を受けた。(多機関協働:256件・参加支援:12件・アウトリーチ:22件) また、福祉まるごと会議を1回、福祉まるごとワーキング会議を2回、支援会議を7回行い、庁内や支援機関との連携を図った。	相談内容に応じて、行政及び関係機関等の情報共有や意見交換を行い、体制を強化することができた。	引き続き取組内容のとおり実施する。
(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための地域医療連携							
取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
自殺企図患者への地域医療連携 (医療相談室)	自殺企図者は精神的治療を必要としている場合が多いため、急性期の身体疾患(リストカット、薬過剰服用等)治療後、早期に精神科専門医療機関へ紹介(診療依頼)する。	済生館	8-(3)	無		相談実績がなかったため。	相談があれば、年間を通じて対応する。
措置入院者の退院後支援	重篤な自傷や自殺企図を行った方の生活や社会的背景には課題が多く、思い悩んだ末に自殺を試みている。 自殺企図者の多岐に渡った課題を対話の中で整理しながら、保健所と連携しながら地域での支援者に繋いだり、福祉制度の情報提供など相談や支援を通じて精神症状の再燃防止、自殺リスクの軽減を図る。	山形県精神保健福祉士協会 (山形大学医学部附属病院所属)	8-(3)	有	令和6年度の自殺企図のため措置入院となったのは8名で、そのうち2名について退院後支援を実施した。他機関と連携し、福祉制度の情報提供を行い、支援を行った。	相談内容に応じて関係機関と連携し、支援を行った。	相談があれば、年間を通して適宜対応する。
身体的治療を伴う自殺企図者の救急患者精神科継続支援	自殺企図を行った方の生活や社会的背景には課題が多く、一人思い悩んでいることが多い。 自殺の危険因子などを抽出し、自殺の危険度をアセスメントしながら多岐にわたる課題を整理し、課題解決に向けたプランニングを行う。解決に導くための情報提供や社会資源の導入・調整を行いながら、生活の不安軽減、精神症状の再燃を予防しながら自殺リスクの軽減を図る。	山形県精神保健福祉士協会 (山形大学医学部附属病院所属)	8-(3)	有	令和6年度自傷や自殺企図のために、精神科に入院したのは63名おり、そのうち2名に対して、救急患者精神科継続支援を行った。面接を繰り返しながら課題を整理し、共に解決方法を検討しながら自殺リスクの軽減を図った。	相談内容に応じて関係機関と連携し、支援を行った。	相談があれば、年間を通して適宜対応する。
(6) 遺された家族等への支援							
取組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和6年度の 事業実施の有無	令和6年度の実績	令和6年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和7年度の実施計画
自殺対策に係る情報の周知	遺族等に二次被害を与えないよう、遺族と接する場合において必要となる知識、対応方法等の普及を行う。	山形警察署	9-(3)	有	遺族等への心情に配慮した説明方法等の指示、教養を実施。	遺族等へ心情に配慮した対応の定着が図られた。	引き続き、遺族等への心情に配慮した説明方法等の指示教養を実施。
自死遺族支援事業	自死遺族に対し、個別相談、集い(分かち合い)の場を開催、また必要な情報提供を行う。	山形県精神保健福祉センター	9-(1)	有	自死遺族相談は延41件の利用があり、自死遺族の集いは毎月開催し、延30名の参加があった。	利用者は多くはないが、より特化した相談窓口としてニーズがある。集いについても辛さを安心して語り合える場として継続して参加がある。	相談は随時、集いは月1回継続実施